

平成27年度東大和市教育委員会の
権限に属する事務の管理執行状
況の点検及び評価（平成26年度
分）報告書

平成27年11月
東大和市教育委員会

目 次

第1章 教育委員会の点検及び評価について

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 点検及び評価の目的 | 1 |
| 2 | 点検及び評価の内容 | 1 |

第2章 東大和市教育委員会の運営状況について

- | | | |
|---|--------------------|---|
| 1 | 教育委員会の開催状況 | 2 |
| 2 | 教育委員会議等の審議状況 | 2 |
| 3 | 教育委員会議以外の教育委員の活動状況 | 6 |
| 4 | その他 | 7 |

第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成26年度主要施策の点検及び評価について

- | | | |
|---|-----------------------------|----|
| 1 | 基本方針1「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成 | 8 |
| 2 | 基本方針2「豊かな個性」と「創造力」の伸長 | 15 |
| 3 | 基本方針3「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実 | 28 |
| 4 | 基本方針4「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進 | 41 |

第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

52

第1章 教育委員会の点検及び評価について

1 点検及び評価の目的

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が平成20年4月1日から一部改正され、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することとされました。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

これにより、東大和市教育委員会では、本市における教育の基本方針に基づく平成26年度の主要施策や事務事業について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を次のとおりまとめました。

- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）
（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）
- 第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。
- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 点検及び評価の内容

（1）点検及び評価の対象

- ① 平成26年度東大和市教育委員会の運営状況について
- ② 平成26年度東大和市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・事務事業について

（2）点検及び評価の方法

- ① 点検及び評価は、前年度の教育委員会の運営状況・主要施策等の取組状況（実績）を明らかにするとともに、成果及び課題の方向性を示し、毎年度1回実施します。
- ② 点検及び評価に当たっては、教育に関し学識経験を有する者の意見を聴取します。
ア 定員 3人（内2人は市民公募）
イ 任期 3年
- ③ 点検及び評価結果を取りまとめた報告書を市議会へ提出するとともに、公表します。

（3）実績等の表示

施策の取組状況（実績）については、必要に応じて数値で表すとともに、経年の変化がわかるように参考として平成25年度の数値を [] で表しました。

第2章 東大和市教育委員会の運営状況について

東大和市教育委員会の権限に属する事務について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項及び東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（平成20年教委規則第7号）第2条の規定に基づき東大和市教育委員会に提出し、審議しました。

1 教育委員会の開催状況

教育委員会については、原則として毎月1回教育委員会定例会を開催し、議案の審議を行いました。

また、教育委員会定例会の他に、教育委員会臨時会、教育委員懇談会を開催しました。

- (1) 教育委員会定例会……12回[12回]、教育委員会臨時会…1回[1回]
- (2) 教育委員懇談会定例会…7回[8回]、教育委員懇談会臨時会…0回[0回]

2 教育委員会議等の審議状況

- (1) 教育委員会議（合計で45件[56件]について審議しました。）

【内容区分】

- ① 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針……………3件[3件]
- ② 委員会規則等の制定・改廃……………4件[9件]
- ③ 委員会・学校・教育機関の職員の人事……………3件[4件]
- ④ 教育予算・議会の議決を経るべき議決の意見の申し出……………10件[8件]
- ⑤ 教育財産の取得・公用廃止……………1件[0件]
- ⑥ 教科書の採択……………2件[1件]
- ⑦ 学校給食の計画・基本方針……………2件[6件]
- ⑧ 法令又は条例に基づく附属機関の委員等の委嘱・解嘱……………13件[17件]
- ⑨ 法令又は委員会規則等に基づくもの……………7件[8件]

○第4回定例会（平成26年4月25日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第4号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第5号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第17号議案	東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正に係る意見の申出について(承認)	④
第18号議案	東大和市社会教育委員の委嘱について(承認)	⑧
第19号議案	東大和市立郷土博物館協議会委員の任命について(承認)	⑧
第20号議案	平成26年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う諮問について(承認)	⑨
第21号議案	東大和市立図書館協議会委員の任命について(承認)	⑧

○第5回定例会（平成26年5月30日）

付議事件 なし

○第6回定例会（平成26年6月27日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第6号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第7号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第8号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	⑧
第9号報告	平成26年度東大和市社会教育関係団体連合体に対する補助金の交付に伴う答申について(承認)	⑧
第22号議案	東大和市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について(承認)	⑧

○第7回定例会（平成26年7月25日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第23号議案	平成27年度使用東大和市立小学校教科書の採択について(承認)	⑥
第24号議案	平成27年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科書の採択について(承認)	⑥
第25号議案	東大和市体育施設等の指定管理者の指定に係る意見の申出について(承認)	④
第10号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③

○第8回定例会（平成26年8月22日）

付議事件 なし

○第9回定例会（平成26年9月29日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第11号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第26号議案	東大和市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程(可決)	②

○第1回臨時会（平成26年10月3日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第3号選挙	東大和市教育委員会委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定について(承認)	⑨

○第10回定例会（平成26年10月24日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第27号議案	平成26年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価(平成25年度分)報告書(案)について(承認)	⑨
第28号議案	東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申出について(承認)	④

○第11回定例会（平成26年11月27日）

付議事件 なし

○第12回定例会（平成26年12月25日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第12号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第29号議案	東大和市特別支援教育推進計画(案)について(承認)	⑨
第30号議案	平成27年度東大和市教育委員会の基本方針及び主要施策について(承認)	①

○第1回定例会（平成27年1月23日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第1号議案	平成27年度東大和市学校給食事業計画及び平成27年度東大和市学校給食会計予算について(諮問)(承認)	⑦

○第2回定例会（平成27年2月20日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第1号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	③
第2号議案	市長の権限に属する事務の補助執行に係る協議について(同意)(承認)	①
第3号議案	平成27年度東大和市学校給食事業計画及び平成27年度東大和市学校給食会計予算について(答申)(承認)	⑦
第4号議案	桜が丘市民広場の一部に係る用途変更及び所管換えについて(承認)	⑤

○第3回定例会（平成27年3月27日）

議案番号等	件名及び審議結果	内容区分
第1号選挙	東大和市教育委員会委員長の選挙について(承認)	⑨
第2号選挙	東大和市教育委員会委員長第1職務代理者及び第2職務代理者の指定について(承認)	⑨
第2号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第3号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第4号報告	事務の臨時代理の承認について(承認)	④
第5号議案	東大和市教育委員会事務局職員及び教育機関職員の任免について(承認)	③
第6号議案	東大和市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則(可決)	②
第7号議案	東大和市立学校学校医の委嘱について(承認)	⑧
第8号議案	東大和市立学校学校薬剤師の解嘱について(承認)	⑧

第 9 号議案	東大和市立学校学校薬剤師の委嘱について(承認)	⑧
第 10 号議案	東大和市立第三中学校の通級指導学級の設置について(承認)	①
第 11 号議案	教育財産の取得の申出について(承認)	④
第 12 号議案	東大和市立学校産業医の委嘱について(承認)	⑧
第 13 号議案	東大和市教育委員会都費負担臨時職員の雇用等に関する要綱(承認)	②
第 14 号議案	東大和市教育センター設置規則の一部を改正する規則(可決)	②
第 15 号議案	立川市及び東大和市の図書館の相互利用に関する協定について(承認)	⑨

(2) 教育委員懇談会 (合計で 20 件[24 件]について協議しました。)

○第 3 回定例会 (平成 26 年 4 月 4 日)

協議項目	1 東大和市体育施設等指定管理者の選定について 2 プラネタリウム視察
------	--

○第 4 回定例会 (平成 26 年 5 月 9 日)

協議項目	1 土曜授業について 2 今年度の取組みについて
------	-----------------------------

○第 5 回定例会 (平成 26 年 7 月 4 日)

協議項目	1 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」について 2 東大和市教育委員会委員と東大和市公立学校 P T A 連合協議会との懇談会について 3 平成 26 年度 (平成 25 年度分) 教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価報告書について
------	---

○第 6 回定例会 (平成 26 年 10 月 3 日)

協議項目	1 平成 27 年度東大和市教育委員会の教育目標・基本方針及び主要施策について 2 東大和市体育施設等に関する条例の一部改正に係る意見の申出について 3 学力向上に向けての方策について
------	--

○第 7 回定例会 (平成 26 年 11 月 7 日)

協議項目	1 東大和市特別支援教育推進計画 (案) について 2 11 月 10 日開催の市長との懇談 (市長・教育長と市 P 連との懇談会) について 3 教育委員会制度改正の概要について 4 教育の日やまとについて
------	---

○第1回定例会（平成27年1月9日）

協議項目	1 第二・四小学校における学童クラブ待機児童の受け入れについて 2 平成26年度東京都学力・学習状況調査の結果について 3 教育長会研修会について
------	---

○第2回定例会（平成27年2月6日）

協議項目	1 平成26年度卒業式における教育委員会告辞（案）について 2 桜が丘市民広場の一部に係る用途変更及び所管換えについて 3 各特定事業主との連名による東大和市特定事業主行動計画（第3期）策定について（方針確認）
------	---

3 教育委員会議以外の教育委員の活動状況

教育委員は、教育委員会議等への出席以外に、平成26年度は学校訪問、各種行事等に延べ143回〔141回〕参加しました。

- (1) 東京都市町村教育委員会連合会 8回〔8回〕
 - ① 東京都市町村教育委員会連合会定期総会 1回〔1回〕
 - ② 東京都市町村教育委員会連合会理事会 3回〔3回〕
 - ③ 東京都市町村教育委員会連合会研修会 4回〔4回〕
- (2) 関東甲信越静市町村教育委員会連合会 1回〔1回〕
 - ① 総会及び研修会 1回〔1回〕
- (3) 学校訪問 39回〔39回〕
 - ① 授業公開 15回〔15回〕
 - ② 道徳授業地区公開講座 15回〔15回〕
 - ③ 教育委員学校訪問 7回〔7回〕
 - ④ 教育の日やまと 2回〔2回〕
- (4) 学校各種行事・儀式 69回〔67回〕
 - ① 入学式・卒業式・運動会 45回〔45回〕
 - ② 展覧会・学芸会・展示会 9回〔9回〕
 - ③ 合唱コンクール 5回〔5回〕
 - ③ 連合書初め展 1回〔1回〕
 - ④ 連合音楽会 1回〔1回〕
 - ⑤ 学習発表会 8回〔6回〕
- (5) 教育委員会等各種行事 26回〔26回〕
 - ① 文化協会総会・文化協会の祭典 2回〔2回〕
 - ② 体育協会評議委員会 1回〔1回〕
 - ③ 第44回市民文化祭開会式・閉会式 2回〔2回〕
 - ④ スポーツレクリエーションフェスティバル 1回〔1回〕
 - ⑤ 第61回成人式 1回〔1回〕
 - ⑥ 全国青少年健全育成強調月間及び東大和市あいさつふれあい月間駅頭キャンペーン 1回〔1回〕

- ⑦ 公民館まつり 4回[5回]
- ⑧ 第49回ロードレース大会 1回[1回]
- ⑨ P T A連合協議会総会、懇談会、講演会 3回[3回]
- ⑩ 消防出初式 1回[1回]
- ⑪ 第45回市民体育大会(スポーツ大会)の各競技団体が行う開会式・閉会式等 2回[2回]
- ⑫ 第44回ふれあい市民運動会 1回[0回]
- ⑬ 学力・授業力向上推進委員会発表会 1回[1回]
- ⑭ 東大和市小学校教育研究会 1回[1回]
- ⑮ 東大和市中学校教育研究会 1回[1回]
- ⑯ 小学校増築に伴う施設見学会 1回
- ⑰ 第25回多摩湖駅伝大会 1回[1回]
- ⑱ 東大和市ボウリング大会(教室) 1回[1回]

4 その他

- ①東大和市学校教育振興基本計画の配布
 - 小中学校 100部[473部]
 - その他教育関係機関等 80部[61部]
- ②東大和市の教育の発行
 - 発行部数 300部[300部]
- ③教育委員会だよりの発行
 - 発行回数 4回 《4月7月11月1月》[4回]
 - 発行部数 7,550部[7,550部] (1回の発行部数)

第3章 教育委員会の基本方針に基づく平成26年度主要施策の点検及び評価について

「平成26年度東大和市教育委員会主要施策」とは、東大和市教育委員会の「基本方針」及び「東大和市学校教育振興基本計画」施策の方向性に基づき、東大和市教育委員会が、当該年度において重点的に取り組む施策を示したものである。

基本方針1 「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成

全ての市民が、人権尊重の理念を正しく理解するとともに、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会に貢献しようとする精神を育むことが求められる。

そのために、人権教育及び心の教育を充実するとともに、相互に支え合う社会づくりを目指して、権利と義務、自由と責任についての認識を深め、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を行う。

(1) 【人権教育の推進】（※【 】で付した見出しは本報告書用の見出しです。）

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」、「東大和市男女共同参画都市宣言」等に基づき、人権教育を推進する。

① 「東京都人権施策推進指針」に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題やインターネットによる人権侵害などの課題について、学校教育や社会教育等を通して、人権教育を効果的に進める。

また、東京都教育委員会から指定を受けている人権尊重教育推進校の研究成果を各学校の人権教育の推進に活用するとともに、悉皆の人権研修会を開催し、教師の人権感覚を養う。

② 社会体験や自然体験などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を推進する。

③ 体罰による人権侵害を決して許さず、だれもがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出す指導を充実する。その際、各学校が作成した体罰防止プラン等を活用し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

(2) 【社会への貢献】

児童・生徒が、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会貢献の精神を育むため、家庭・地域と連携し、各学校で道徳授業地

区公開講座を開催するなど、東京都の「心の東京革命行動プラン」の実施に努める。

- ① 市民の教育に対する関心を高め、義務教育9年間について共に考える「教育の日やまと」や市民・保護者参加のシンポジウム等を活用し、学校・家庭・地域の協働した取組を推進する。
- ② 児童・生徒の健全で豊かな心を育成し、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに成長できるよう、あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、様々な自然体験、文化活動を、学校・家庭・地域の健全育成関連機関・団体等との連携のもとに推進する。

(3) 【いじめ・不登校の対策】

いじめ・暴力行為・不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラーの配置、教育センターの活用、学校への訪問指導・巡回相談等により、教育相談機能の充実を図る。

特に、いじめ防止対策推進法の施行に伴い「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに、いじめ根絶に向けて児童・生徒の理解に努める。また、関係機関と連携し毅然とした態度で万全の対応を期す。市民・保護者に対しては、「いじめ防止のためのシンポジウム」や市民・保護者参加型の「連合生徒会会議」を開催し、いじめ根絶に向けた学校・家庭・地域での行動連携を充実させる。

不登校児童・生徒に対しては、学校と連携を密に図り、児童・生徒とその家庭への支援のための取組を継続・充実させる。

(4) 【青少年の健全育成】

青少年の健全育成を図るため、学校と東大和警察署連絡会や青少年問題協議会、青少年対策地区委員会、PTA、民生委員・児童委員、主任児童委員、市青少年担当部などの関係機関等との連携に努めるとともに、それらの活動への支援を行う。

また、セーフティ教室やインターネット・携帯電話等の使用に関わる情報モラル教育等、非行防止や犯罪から身を守る教育を通して、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

■主要施策

(1) 人権教育の推進

人権尊重の理念を広く社会に定着させ、あらゆる偏見や差別をなくすため、国が策定した「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえるとともに、「東京都人権施策推進指針」、「東大和市男女共同参画都市宣言」等に基づき、人権教育を推進する。

- ① 「東京都人権施策推進指針」に示された、女性、子供、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、犯罪被害者やその家族、その他の人権問題やインターネットによる人権侵害などの課題について、学校教育や社会教育等を通して、人権教育を効果的に進める。

また、東京都教育委員会から指定を受けている人権尊重教育推進校の研究成

果を各学校の人権教育の推進に活用するとともに、悉皆の人権研修会を開催し、教師の人権感覚を養う。

- ② 社会体験や自然体験などの学習の機会を充実し、権利と義務、自由と責任についての認識を深めさせ、規範意識・公共心に富む、自立した個人を育てる教育を推進する。
- ③ 体罰による人権侵害を決して許さず、だれもがもつよりよく生きたいという意欲や願いを教師が受け止め、児童・生徒の可能性を引き出す指導を充実する。その際、各学校が作成した体罰防止プラン等を活用し、信頼関係に基づいた指導を推進する。

■施策の取組状況

① 人権教育推進委員会の開催

人権教育推進委員会（担当校長2人、各校主幹・教諭15人）を開催し、本市における地域・学校の実態に即した人権教育推進上の課題や学校教育における具体的な方策を検討した。

<実績等> 年間3回[4回]

② 各学校における「人権教育の全体計画及び年間指導計画」の作成

市内全小・中学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、学校の実態に即して校務運営組織を整え、組織的・計画的に人権教育を推進した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

③ 各学校における体罰防止プランの作成

市内全小・中学校において体罰防止プランを作成し、児童・生徒が将来への希望をもち、望ましい行動について自らが考え、行動できるように、引き続き教職員間で信頼関係に基づく指導の在り方やよりよい指導法についての理解を深め、指導を行った。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①② 人権教育に関する研修会を一層充実させ、教職員一人一人が人権尊重の理念を十分に理解する中で、組織的・計画的に学校全体の人権教育を進める。
- ③ 各学校における体罰防止研修を継続的に実施し、児童・生徒との信頼関係に基づく指導の徹底を図る。

(指導室)

(2) 社会への貢献

児童・生徒が、思いやりの心や社会生活の基本的ルールを身に付け、社会貢献の精神を育むため、家庭・地域と連携し、各学校で道徳授業地区公開講座を開催するなど、東京都の「心の東京革命行動プラン」の実施に努める。

- ① 市民の教育に対する関心を高め、義務教育9年間について共に考える「教育の日やまと」や市民・保護者参加のシンポジウム等を活用し、学校、家庭、地域の協働した取組を推進する。
- ② 児童・生徒の健全で豊かな心を育成し、社会の一員としての自覚を高め、自他をいつくしみ、生命を大切にするなど、人間性豊かに成長できるよう、あいさつ運動、ボランティア活動、親子のふれあい体験等、様々な自然体験、

文化活動を、学校・家庭・地域の健全育成関連機関・団体等との連携のもとに推進する。

■施策の取組状況

① 教育の日やまと「東大和市のこれからの教育」の開催

東大和市の中学校グループでの小中一貫教育への取組発表及び中学生アメリカン・サマーキャンプについての報告を実施した。

<実績等> 開催日 平成26年10月29日(水)
参加人数延べ 309人[520人]
1日[1日]

② 「道徳授業地区公開講座」の実施

家庭、学校及び地域社会が連携して子どもたちの豊かな心をはぐくむとともに、小・中学校等における道徳教育の充実のために、道徳授業地区公開講座を市内小・中学校全校で実施した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]
参加人数 延べ 教職員 小学校253人、中学校134人
合計387人[378人]
保護者 小学校2,775人、中学校606人
合計3,381人[3,021人]
地域 小学校55人、中学校37人
合計92人[148人]
講師 小学校16人、中学校20人
合計36人[38人]

③ 「東大和市あいさつふれあい月間」の実施

大人から子どもたちに、「あいさつ」や「一声」かけることをとおして、地域の大人と子どもたちとの『ふれあいのきずな』を強めていくことを目的として11月に「東大和市あいさつふれあい月間」の取組を実施した。

11月5日に「駅頭キャンペーン」を教育委員(4人)並びに市内中学校生徒会役員(27人)の参加のもとに市内各駅(東大和市駅、玉川上水駅)及び市内スーパーマーケット周辺(2か所)にて行った。

<実績等> しおり配布 600枚[600枚]

(指導室)

■今後の取組の方向性

①② 教育について共に考える機会として「教育の日やまと」、「道徳授業地区公開講座」等を活用し、学校、家庭、地域が協働した取組を一層推進する。

③ 児童・生徒の健全で豊かな心を育成するために、あいさつ運動等の取組を充実させ、地域との連携を一層図る。

(指導室)

(3) いじめ・不登校の対策

いじめ・暴力行為・不登校など、児童・生徒の多様な課題に対応するため、互いに認め合い共に学び合う学校づくりを進めるとともに、スクールカウンセラーの配置、教育センターの活用、学校への訪問指導・巡回相談等により、教育相談機能の充実を図る。

特に、いじめ防止対策推進法の施行に伴い「いじめは、人として絶対に許されない行為である」という認識のもとに、いじめ根絶に向けて児童・生徒の理解に努める。また、関係機関と連携し毅然とした態度で万全の対応を期す。市民・保護者に対しては、「いじめ防止のためのシンポジウム」や市民・保護者参加型の「連合生徒会会議」を開催し、いじめ根絶に向けた学校・家庭・地域での行動連携を充実させる。

不登校児童・生徒に対しては、学校と連携を密に図り、児童・生徒とその家庭への支援のための取組を継続・充実させる。

■施策の取組状況

- ① 市内全小・中学校にスクールカウンセラーを配置
市内全小学校10校〔10校〕と市内全中学校5校〔5校〕にスクールカウンセラーを配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び学校内の教育相談等の充実を図った。
＜実績等＞ 小学校10校〔10校〕、中学校5校〔5校〕
- ② さわやか教育相談室及びサポートルーム（適応指導教室）、訪問相談の連携
さわやか教育相談室、サポートルーム、訪問相談の連携を図り、いじめ、不登校等課題のある児童・生徒への対応、学校への支援を行った。
また、教育センター連絡会を開催し、連携を図った。
＜実績等＞ サポートルーム連絡会 年間3回〔3回〕
- ③ 24時間電話教育相談の開設
市内在住、在学の児童・生徒やその保護者を対象として、心身の健康、行動、学習、進路等について、毎週火曜日に24時間電話教育相談を開設した。
＜実績等＞ 相談件数 年間3回〔6回〕
- ④ 子どもの人権相談コーナーの開設
人権上の諸問題に関する相談活動を通じて、関係機関と連携しながら児童・生徒の人権を守り、広く人権尊重の精神の育成を図るため、子どもの人権相談コーナー（通称「子どもの人権オンブズマン」）を教育センター学校支援室内に毎月第2、第4水曜日（午後3時～午後5時）に開設した。
＜実績等＞ 年間 計24回〔24回〕
- ⑤ スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会の実施
スクールカウンセラー等教育相談機関連絡会を開催し、市内のスクールカウンセラー、教育相談室相談員、訪問相談員、子ども家庭支援センター職員、子どもの人権相談コーナー相談員等が一堂に会して、市内の教育相談に関する現状と課題について理解を深めた。
＜実績等＞ 年間2回〔2回〕
- ⑥ 不登校対策研究推進チームの設置
教育委員会内に、不登校対策研究推進チームを設置し、不登校対策研修を実施した。また、各機関との連携を行うとともに、各校の欠席対応について分析を実施した。

<実績等> 不登校児童・生徒が昨年度比微減の82人[83人]となった。

⑦ いじめの未然防止

ア いじめ防止のためのシンポジウムを開催した。

<実績等> 日時：平成26年8月30日（土）午後1時～午後3時

開催目的 社会全体でいじめを許さない環境を作り上げるために、いじめの未然防止、早期発見・早期対応のために学校・家庭・地域社会・関係機関が連携して取り組むべきことを確認するため

第一部 発表 中学生・高校生・外国人留学生の意見発表会

第二部 講演 異文化交流を通していじめ問題を考える

参加人数 202人 [151人]

イ アンケート調査

年3回実施される東京都の「ふれあい月間」に合わせて、学校でいじめアンケート調査を実施したり、資料等を使って学校での指導を徹底した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

①～⑤ 教育相談体制をより一層充実するため、スクールカウンセラーの活用を図るとともに、関係機関との連携を強化する。

⑥ 全小・中学校を不登校対策研究協力校に指定し、教育委員会不登校対策研究推進チームを中心に不登校児童・生徒の減少のために、欠席受付方法の工夫等を実施し、不登校児童・生徒の一層の減少を目指す。

⑦ いじめの未然防止の観点から、シンポジウムを開催したり、いじめアンケート調査を各校で実施し、その問題解決のための対応を組織的に推進する。

学校いじめ防止等のための基本方針の策定。

(指導室)

(4) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を図るため、学校と東大和警察署連絡会や青少年問題協議会、青少年対策地区委員会、PTA、民生委員・児童委員、主任児童委員、市青少年担当部などの関係機関等との連携に努めるとともに、それらの活動への支援を行う。

また、セーフティ教室やインターネット・携帯電話等の使用に関わる情報モラル教育等、非行防止や犯罪から身を守る教育を通して、児童・生徒の規範意識や自立心を育成する。

■施策の取組状況

① セーフティ教室の全校実施

セーフティ教室を市内小・中学校全校で実施し、児童・生徒の健全育成と充実を図り、保護者・地域住民の参加のもと、非行防止・犯罪被害防止教育を推進した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

② 東大和市公立学校健全育成会議の実施

東大和市立小・中学校に在籍する児童・生徒の健全育成に関する問題の発生防止、発生後の対応等について、学校教育関係者等の連携を図るため、東大和市公立学校健全育成会議を開催した。

<実績等> 年間2回[2回]

③ 学校と東大和警察署連絡会の実施

学校と警察署が相互に協力し、連携を密にして児童・生徒の非行防止、健全育成を図るため、学校と東大和警察署連絡会を開催した。

<実績等> 年間1回 [1回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

① 携帯電話、インターネットによる児童・生徒の被害防止を図るため、セーフティ教室における情報モラル教育の一層の充実を図る。

② 東大和市公立学校健全育成会議における協議内容の一層の充実を図る。

③ 東大和警察署とより一層の連携を図り、児童・生徒の非行防止、健全育成に努める。

(指導室)

基本方針 2

「豊かな個性」と「創造力」の伸長

グローバル化と情報技術が進展する社会にあつて、国際社会に生き、社会の変化に対応できるよう、確かな学力を育み、子供たちの個性と創造力を伸ばす教育を推進することが求められる。

そのために、子供たち一人一人の生きる力としての知識・技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成のバランスを重視するとともに、道徳性、社会性を育成し、主体的に学習に取り組む態度を養う。

(1) 【基礎学力の向上】

学習指導要領の趣旨に則り、十分な授業時数を確保するとともに、基礎的な学力の定着を図る。また、児童・生徒の個々の特性や学力向上等に対応するため、加配教員や外部指導者等を活用した「習熟の程度に応じた少人数の学習集団等による指導」を一層充実させる。

また、国や都の学力調査の結果等を活用し、各学校が児童・生徒の実態に応じた学力向上策を具体的に立案し、実践していくことで学力向上が図れるよう支援する。「東京ベーシックドリル」を活用した指導例を提示するなど、児童・生徒が学年相応の学力を身に付けて進級・進学できるように支援する。

各学校はホームページや学校だより等に、児童・生徒の学力向上のための取組について広く公開する。

さらに家庭との連携を深め、児童・生徒の基本的な学力や学習習慣が身に付くよう、「やまとつくんとつくん塾」や「東大和家庭学習の手引き」を活用する等、取組を充実させる。

(2) 【才能を伸ばすための多様な教育の充実】

国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人材を育成するため、体験的な活動を充実させたり、外部人材を積極的に活用したりして、自己肯定感や独創性等の才能を伸ばす教育を充実させる。

- ① 児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学等の異校種間のつながりや学校間の連携を重視した教育を推進する。また、幼保小連携会議を開催し、幼稚園、保育園等と小学校が交流活動等の取組を通して、円滑な接続を図る。
- ② 市内にある都立高等学校と連携した活動を通して、児童・生徒が自ら学び自ら活動する意欲を向上させ、主体的に自己実現を図る力を育む。
- ③ 多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用し、夏季休業中に「中学生アメリカン・サマーキャンプ」の実施を検討する。英語によるコミュニケーション力の向上や、多様な文化への理解を図る。

(3) 【小中一貫教育の推進】

小学校から中学校への円滑な接続を図るために、小中一貫教育を推進する。

小中一貫教育推進委員会において、9年間を見通した学習規律や生

活指導指針、「小・中連携カリキュラム」を基にした学習指導等について検討し「東大和共通プログラム」の作成を進める。

また、各中学校グループにおいて、小中一貫教育の基本方針及び9年間でめざす子供の姿を共有し、系統的・継続的な取組を実践し、児童・生徒の学力向上、健全育成、体力向上を図る。

(4) 【読書教育の推進】

児童・生徒が進んで読書を行う態度を育むため、「第二次東京都子供読書活動推進計画」及び「東大和市子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努める。

また、「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化に関わる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。

学校においては、児童・生徒の本に親しむ態度を育むため、学校図書館指導員を中心として図書室の環境を整えるとともに、朝読書や読み聞かせ、書評合戦（ビブリオバトル）等の取組を充実させる。

(5) 【授業改善推進プランの活用】

国や都の学力調査の結果を踏まえ、各学校が「授業改善推進プラン」を作成し、授業の工夫・改善を進めることにより、個に応じた多様な教育を推進し、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成する。

校内研究において「授業改善推進プラン」を踏まえた授業研究を行うなど、教員の指導力の向上に努める。

また、週の指導計画に「授業改善推進プラン」に基づいた指導方法の工夫等を記載し、授業で実践するなど、授業改善を図るために活用する。

(6) 【職場体験学習の充実】

児童・生徒が自らの生き方を考え、自己実現を図ることができるよう、キャリア教育を推進し、上級学校、職業等に関わる適切な進路情報を主体的に収集し、自ら進路を切り拓いていく力を身に付けさせる。中学校においては、市商工会と連携を図り、職場体験学習を3日以上実施するなど取組を充実させる。また、職業について考えることや、職業の選択、決定を先送りにしたり、自立的な進路選択や将来計画が希薄なまま進学、就職したりする若年者の増加の傾向に対し、将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じて育む教育を充実させる。

(7) 【特色ある教育活動の拡充】

小中一貫教育に向け、小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、郷土博物館の活用等、社会教育機関等と連携を図る。

また、学校特色化補助金を活用した中学校グループごとの取組を推進するとともに、一校一取組運動、一斉朝読書、市で進めているあいさつ運動に中学校グループで取り組むなど、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

(8) 【環境教育の推進】

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・理解・態度を身に付けさせる教育を推進する。

(9) 【健康教育の充実】

学校と家庭・地域の連携のもとに、子供たちの心と体の健康づくりを推進するため、体力向上及び食に関する教育の一層の充実を図る。

「早寝・早起き・朝ご飯」運動を推進し、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、朝食の摂取率の向上をめざす。

また、虫歯予防週間等を活用し、学校歯科医と連携して、虫歯被患率の減少と治癒率の向上が図られるよう学校を支援する。

(10) 【特別支援教育の推進】

「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、東大和市特別支援教育推進計画を策定する。また、特別な支援が必要な児童・生徒の特別支援教育を推進するため、教育内容・方法の充実や教育環境の整備に努める。

- ① 各学校における特別支援教育を一層充実するため、校内委員会等を中心とした発達障害等の早期発見・早期支援のためのシステムの充実を図る。
- ② 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターをはじめ、学級担任や保護者等への支援の充実を図る。
- ③ 特別な支援が必要な児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行を図るため、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。
- ④ 幼稚園・保育園からの円滑な就学を支援するため、「就学支援シート」を活用するなど、幼稚園・保育園との連携を推進する。
- ⑤ 新しく開設する特別支援学級（固定学級及び通級指導学級）の指導の充実を図るため、都立特別支援学校等と連携を進める。

(11) 【伝統文化の理解】

俳句や百人一首等の日本の伝統・文化に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りを育む。また、世界の多様な文化に対する理解を深め、自国や他国の文化を尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

■主要施策

(1) 基礎学力の向上

学習指導要領の趣旨に則り、十分な授業時数を確保するとともに、基礎的な学力の定着を図る。また、児童・生徒の個々の特性や学力向上等に対応するため、加配教員や外部指導者等を活用した「習熟の程度に応じた少人数の学習集団等による指導」を一層充実させる。

また、国や都の学力調査の結果等を活用し、各学校が児童・生徒の実態に応じた学力向上策を具体的に立案し、実践していくことで学力向上が図れるよう支援する。「東京ベーシックドリル」を活用した指導例を提示するなど、児童・生徒が学年相応の学力を身に付けて進級・進学できるように支援する。

各学校はホームページや学校だより等に、児童・生徒の学力向上のための取組について広く公開する。

さらに家庭との連携を深め、児童・生徒の基本的な学力や学習習慣が身に付く

よう「やまとつくんとつくん塾」や「東大和家庭学習の手引き」を活用する等取組を充実させる。

■施策の取組状況

① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員の配置

きめ細やかな指導を行うため、東京都の少人数学習加配教員に加え、市が採用した少人数学習指導員を配置し、より効果の高い習熟の程度等に応じた少人数指導を実施した。

<実績等> 配置校 小学校10校 [10校]、中学校5校 [5校]

② 『「児童・生徒の学力向上を図るための調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果・指導のポイントについて』の作成・配布

学力・授業力向上推進委員会を設置して、調査結果を分析した。

<実績等> 『「児童・生徒の学力向上を図るための調査」及び「全国学力・学習状況調査」の結果・指導のポイントについて』を作成した。

③ 家庭学習の手引きの活用

学力向上の課題である家庭での学習習慣の定着を図るために、「家庭学習の手引き」を小中学校の第一学年保護者に配布した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

① 習熟の程度等に応じた少人数学習指導員により、少人数の学習集団による学習指導を充実させる。

② 学力・授業力向上推進委員会における調査分析を生かした教材づくりを行う。

③ 児童・生徒の家庭での学習習慣が定着するよう、「家庭学習の手引き」をより活用し、学校と家庭との連携をさらに深める。

(指導室)

(2) 才能を伸ばすための多様な教育手段

国際社会の中で活躍し、我が国の発展に貢献する人材を育成するため、体験的な活動を充実させたり、外部人材を積極的に活用したりして、自己肯定感や独創性等の才能を伸ばす教育を充実させる。

① 児童・生徒に対する一貫性のある指導を行うため、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、大学等の異校種間のつながりや学校間の連携を重視した教育を推進する。また、幼保小連携会議を開催し、幼稚園、保育園等と小学校が交流活動等の取組を通して、円滑な接続を図る。

② 市内にある都立高等学校と連携した活動を通して、児童・生徒が自ら学び自ら活動する意欲を向上させ、主体的に自己実現を図る力を育む。

③ 多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用し、夏季休業中に「中学生アメリカン・サマーキャンプ」の実施を検討する。英語によるコミュニケーション力の向上や、多様な文化への理解を図る。

■施策の取組状況

① ALT (外国人講師) の派遣

中学校の外国語(英語)授業において英語の発声や発音の仕方を理解させるため、ALT (外国人講師) を派遣した。

<実績等> 派遣時間 中学校499時間 [469時間]

② 日本語指導員の派遣

帰国子女や外国籍で日本語が話せない児童・生徒の円滑な学習や学校生活の適応を図るため、日本語指導員を学校へ派遣した。

<実績等> 派遣時間 549時間 [563時間]
対象児童数5人[8人] 対象生徒数7人 [6人]

(指導室)

③ 中学生アメリカン・サマーキャンプの実施

昭島市、国分寺市及び東大和市の3市共同で実施した。

<実績等> 対象・参加人数 中学2・3年生30人
実施期間 平成26年7月24日(木)～26日(土)
2泊3日
実施場所 調布市八ヶ岳少年自然の家(山梨県北杜市)

■今後の取組の方向性

- ① 小学校5、6年生の外国語活動必修化に伴い、カリキュラムや教材づくりを研究するため、教員向けの研修を実施する。
- ② ALT(外国人講師)の派遣を拡充する。
- ③ 中学生アメリカン・サマーキャンプの継続実施を検討する。

(指導室)

(3) 小・中一貫教育の推進

小学校から中学校への円滑な接続を図るために、小中一貫教育を推進する。

小中一貫教育推進委員会において、9年間を見通した学習規律や生活指導指針、「小・中連携カリキュラム」を基にした学習指導等について検討し「東大和共通プログラム」の作成を進める。

また、各中学校グループにおいて、小中一貫教育の基本方針及び9年間でめざす子供の姿を共有し、系統的・継続的な取組を実践し、児童・生徒の学力向上、健全育成、体力向上を図る。

■施策の取組状況

① 中学校区ごとでの一貫教育

中学校区ごとで授業参観及び情報交換会を実施した。また、小・中学校間での児童・生徒交流、授業実施、地域を交えての交流会を実施した。

② 市の施策事業での小中一貫教育

教務主任会・生活指導主任会をはじめ、市の委員会・研修を小中一貫教育を意識した計画を立て、実施した。

③ 学校特色化補助金の活用

小中一貫教育を推進するために、小・中学校のグループで「学校特色化補助金」を活用し、児童・生徒及び教員の交流等の充実を図った。

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 小中一貫教育の充実に向け、9年間で踏まえた教育が実施できるよう、とりわけ小5・小6・中1のいわゆる充実期における教育の中で市内の全ての学校が共通理解を図り、よりきめ細かい教育を実施していく。

- ②③ 小中一貫教育を推進していくため、市の施策事業等においても小・中学校グループを意識した取組を実施していく。

(指導室)

(4) 読書教育の推進

児童・生徒が進んで読書を行う態度を育むため、「第二次東京都子供読書活動推進計画」及び「東大和市子ども読書活動推進計画」に基づいた教育を推進するとともに、環境整備に努める。

また、「文字・活字文化振興法」の趣旨を踏まえ、生涯にわたり、読み、書きなど文字・活字文化に関わる環境整備を行い、情報活用能力の向上を図る。

学校においては、児童・生徒の本に親しむ態度を育むため、学校図書館指導員を中心として図書室の環境を整えるとともに、朝読書や読み聞かせ、書評合戦(ビブリオバトル)等の取組を充実させる。

■施策の取組状況

① 学校図書館指導員の配置

個々の児童・生徒の読書活動を行う意欲を高め、進んで読書を行う態度を養い、生涯にわたる読書活動を身に付けることができるよう、学校図書館指導員を配置し、学校図書館の整備・充実を図った。

<実績等> 配置校数 小学校10校 [10校]、中学校5校 [4校]

(指導室)

② 学校図書館システム等の活用の充実

学校図書館の蔵書管理を効率的に行うため、学校図書館システムの活用にあたり、サポート体制を整えた。

(学校教育課)

■今後の取組の方向性

① 学校図書館指導員を活用し、学校図書館の整備や児童・生徒の読書活動の支援を充実させる。

(指導室)

② 市内小・中学校の学校図書館システム等の円滑な運用を支援する。

(学校教育課)

(5) 授業改善推進プランの活用

国や都の学力調査の結果を踏まえ、各学校が「授業改善推進プラン」を作成し、授業の工夫・改善を進めることにより、個に応じた多様な教育を推進し、児童・生徒の思考力・判断力・表現力等を育成する。

校内研究において「授業改善推進プラン」を踏まえた授業研究を行うなど、教員の指導力の向上に努める。

また、週の指導計画に「授業改善推進プラン」に基づいた指導方法の工夫等を記載し、授業で実践するなど、授業改善を図るために活用する。

■施策の取組状況

① 市内全小・中学校における授業改善推進プランの作成

児童・生徒にとって魅力ある授業を展開するため、授業改善を図った。また、学

力向上についての保護者や市民の期待に応えるため、市内全小・中学校において、「授業改善推進プラン」を作成した。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」を踏まえた「授業改善推進プラン」を作成、活用し、確かな学力向上を図る。

(指導室)

(6) 職場体験学習の充実

児童・生徒が自らの生き方を考え、自己実現を図ることができるよう、キャリア教育を推進し、上級学校、職業等に関わる適切な進路情報を主体的に収集し、自ら進路を切り拓いていく力を身に付けさせる。中学校においては、市商工会と連携を図り、職場体験学習を3日以上実施するなど取組を充実させる。また、職業について考えることや、職業の選択、決定を先送りにしたり、自立的な進路選択や将来計画が希薄なまま進学、就職したりする若年者の増加の傾向に対し、将来に希望を抱き、望ましい勤労観・職業観を児童・生徒の発達段階に応じて育む教育を充実させる。

■施策の取組状況

- ① 中学校職場体験が可能な事業者への協力要請
商工会を通じて、市全体の事業者へ中学生の職場体験受け入れの協力要請を行った。
- ② 各学校への情報提供
職場体験の受け入れ先等についての情報を各学校に提供した。

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①② 中学校職場体験学習の充実に向け、市内民間事業者や関係団体等へ引き続き体験学習受け入れの協力を要請し、その情報を各学校へ提供していく。

(指導室)

(7) 特色ある教育活動の拡充

小中一貫教育に向け、小・中学校の特色化を進めるため、児童・生徒の多様な個性や能力・適性に対応して、自然環境等を生かした創造的で弾力的な教育課程を編成するとともに、郷土博物館の活用等、社会教育機関等と連携を図る。

また、学校特色化補助金を活用した中学校グループごとの取組を推進するとともに、一校一取組運動、一斉朝読書、市で進めているあいさつ運動に中学校グループで取り組むなど、特色ある教育活動の一層の拡充を図る。

■施策の取組状況

- ① 特色ある教育活動を推進
特色ある教育活動を推進するために、郷土博物館等の社会教育施設の活用による総合的な学習の時間など、地域の教材を活用した授業を積極的に実施した。
<実績等> 実施校 小学校10校 [10校]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 社会教育施設等との連携を図り、地域の教材を活用した授業の一層の充実を図る。また、教育課程編成時に特色ある教育活動を実施できるよう、情報提供を行う。
(指導室)

(8) 環境教育の推進

「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づき、環境や環境問題に対する興味・関心を高め、必要な知識・理解・態度を身に付けさせる教育を推進する。

■施策の取組状況

- ① 各学校の特色に応じた環境教育の実施
各学校の特色に応じ、屋上緑化、環境ビオトープを活用したホタルの飼育及びトウキョウサンショウウオ等の生物の観察などの環境教育を推進した。
<実績等> 小学校10校[10校]、中学校5校[5校]
(指導室)

■今後の取組の方向性

- ① 地球温暖化等の環境への関心を高めるため、実践的なプログラムを体験させる環境教育を、市内全小・中学校で実施することを指針とする。
(指導室)

(9) 健康教育の充実

学校と家庭・地域の連携のもとに、子供たちの心と体の健康づくりを推進するため、体力向上及び食に関する教育の一層の充実を図る。

「早寝・早起き・朝ご飯」運動を推進し、児童・生徒の基本的な生活習慣の確立を図り、朝食の摂取率の向上をめざす。

また、虫歯予防週間等を活用し、学校歯科医と連携して、虫歯被患率の減少と治癒率の向上が図られるよう学校を支援する。

■施策の取組状況

- ① 市内全小・中学校における食育の全体計画の作成
食に関する教育の充実を図るために、市内全小・中学校において食育の全体計画を作成し、教務主任会で情報を共有して計画の充実を図った。
<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]
- ② 市内全小・中学校における食育の年間計画の作成等
全ての小・中学校において食育の全体計画に加え、食育の年間計画を作成し、一層の充実を図った。また、夏季研修会において食育に関する研修会を実施し、先進校の実践を学んだ。
<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]
(指導室)
- ③ 児童・生徒への食に関する指導
学校と連携し、給食の歴史、地場野菜、食材、バランスの良い食事、朝食について、偏食について等をテーマとして食に関する指導を行った。

<実績等>

一小	0回 [1回]	二小	0回 [0回]	三小	0回 [2回]
四小	0回 [0回]	五小	0回 [0回]	六小	0回 [2回]
七小	0回 [0回]	八小	33回 [35回]	九小	0回 [0回]
十小	26回 [23回]	一中	0回 [0回]	二中	0回 [0回]
三中	0回 [1回]	四中	0回 [0回]	五中	0回 [0回]
				合計	59回 [64回]

④ 給食への地場産使用

東大和市の地場野菜を給食に取り入れた。生産者の協力のもと、給食への活用を
通年で行った。

<実績等> ・使用野菜 ジャがいも、にんじん、ブロッコリー、里芋、大根、
キャベツ、ほうれん草、長ねぎ、白菜、小松菜
・使用量 10,417.8kg [7,421kg]

※前年度と比較して、2,996.8kg、40.4%の増。

(給食課)

⑤ 栄養教諭による食育授業の実施

小・中学校において、「食に関する指導の年間指導計画」に基づいた食育の授業
を行った。栄養教諭が不在であったため、栄養教諭による食育は行わなかった。

<実績等> 小学校0校[5校] 中学校0校 [1校]

(指導室)

⑥ 保護者を対象とした食育

給食試食会の際に、保護者対象に朝食の大切さ等についての食育を行った。

<実績等> 保護者への食育指導 10回 [10回]
参加人数 339人 [372人]

(給食課)

⑦ 給食だよりの発行

給食献立表の裏面を活用して、年11回給食だよりを発行し、日常生活における
食事等について正しい理解を深められるよう食育に関する情報の提供に努めた。

⑧ 給食食材の放射性物質測定及び産地の公表

給食に使用する食材のうち産地や使用量を考慮し、1回5品目の検体を年4回放
射性物質の精密測定を実施した。結果は6月に行った「れんこん」について、数値
が検出されたが、それ以外はすべて不検出であった。

また、市が消費者庁から貸与された簡易測定機器により1回3品目の簡易検査を
概ね1日おきに行った。結果は全て不検出であった。

給食食材の産地について、毎月給食だよりやホームページにより公表した。

(給食課)

■今後の取組の方向性

①② 引き続き、関係部署と連携し、児童・生徒への食に関する指導を推進する。

(指導室)

③ 引き続き、給食を「生きた教材」とし、児童・生徒への食育を推進する。

④ 地域の農家の方への感謝する気持ちを持たせるために、今後も地場産の食材を給
食に取り入れ、より一層の活用を行う。

(給食課)

⑤ 食育をより理解し広げていくために、今後も継続して行っていく。食育基本法の

趣旨や制定された背景を含め学校給食への理解をより深める。

また、現在、給食センターで行っている食育の現状を紹介し、引き続き教職員との連携を図っていく。

(指導室)

⑥⑦ 児童・生徒への食育は給食センターや学校だけでなく、地域・保護者の協力が必要であることから学校と連携を図りながら、保護者への食育を積極的に推進していく。

⑧ 今後も給食食材の産地の把握を行うとともに、放射性物質の測定を実施し、安全安心な給食の提供に努めていく。

(給食課)

(10) 特別支援教育の推進

「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」に基づき、東大和市特別支援教育推進計画を策定する。また、特別な支援が必要な児童・生徒の特別支援教育を推進するため、教育内容・方法の充実や教育環境の整備に努める。

- ① 各学校における特別支援教育を一層充実するため、校内委員会等を中心とした発達障害等の早期発見・早期支援のためのシステムの充実を図る。
- ② 巡回指導・相談等の体制を整え、各学校の校内委員会や特別支援教育コーディネーターをはじめ、学級担任や保護者等への支援の充実を図る。
- ③ 特別な支援が必要な児童・生徒の乳幼児期から学校卒業後までの円滑な移行を図るため、保健・医療、福祉等他分野との連携を推進する。
- ④ 幼稚園・保育園からの円滑な就学を支援するため、「就学支援シート」を活用するなど、幼稚園・保育園との連携を推進する。
- ⑤ 新しく開設する特別支援学級（固定学級及び通級指導学級）の指導の充実を図るため、都立特別支援学校等と連携を進める。

■ 施策の取組状況

① 東大和市特別支援教育推進計画の策定

国の法令や東京都の実施計画・通知等に基づき具体的に行ってきた取組を整理し、市が目指している特別支援教育の方向性を体系的に理解・共有できるように「東大和市特別支援教育推進計画」を策定した。

② 小・中学校における特別支援教育を円滑に進めるための体制の整備

ア 小・中学校において、校内委員会及び特別支援教育コーディネーターを中心として、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に努めた。

イ 東大和市における特別支援教育に関する手続や方法をまとめた「特別支援教育「東大和マニュアル」」を教員に配布し、学校現場における特別支援教育の理解充実に努めた。

ウ 特別支援学級（固定制・通級制）教諭や特別支援教育コーディネーター向けに特別支援学級研修会や通級指導学級研修会を実施し、特別支援学級（固定制・通級制）教諭や特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るとともに特別支援教育に対する理解を深めた。

<実績等> 特別支援教育「東大和マニュアル」の配布（平成22年度に全教員に配布しているため管理職、特別支援教育コーディネーター、新任・転任教諭を対象に各校10部追加配布）150部[150部]
特別支援学級研修会・通級指導学級研修会の実施 8回 [8回]

- ③ 特別支援教育に関する理解啓発の推進
- ア 未就学児保護者向けの特別支援教育に関する啓発パンフレットを就学時健診を受診した児童の保護者全員に配布した。
- イ 小・中学校に在籍している児童・生徒の保護者向けの特別支援教育に関する啓発パンフレットを新小学1年生の保護者を対象に全員に配布した。
- ウ 市民や関係機関職員向けの特別支援教育の理解啓発を図るため、東京都立羽村特別支援学校と共催で講演会を開催した。
- <実績等> 未就学児保護者向け啓発パンフレットの配布 800部 [800部]
 小中学校在籍保護者向けパンフレットの配布 800枚 [800枚]
 東京都立羽村特別支援学校・東大和市教育委員会共催 支援が必要な児童・生徒の理解推進に関する講演会の開催
 日時：平成26年8月5日（火） 午後2時30分～4時30分
 講演 「発達につまずきのある子どもたちへのコミュニケーション指導」
 講師 心身障害児総合医療療育センター
 言語聴覚士 田中 伸二 先生
- ④ 幼稚園・保育園からの円滑な入学支援体制の整備
- ア 幼稚園・保育園からの円滑な入学を支援し、小学校との連携を強化するため、就学支援シートを用意し、就学時健診時に保護者全員に説明し、配布をした。その後、各小学校説明会時に保護者より就学支援シートの任意提出を受けて、学校側で児童の様子を事前に把握することで、適切な入学準備を行った。
- <実績等> 就学支援シートの作成 800部 [800部]
 就学支援シート回収部数 140部 [152部]
- イ 市内の幼稚園・保育園からの要望に基づき園に所属する幼稚園教諭・保育士を対象に特別支援教育に係る研修会を実施した。
- <実績等> 派遣回数 20回 [16回]
- ⑤ 特別支援学級設置校長会の開催
- 特別支援学級設置校長会を開催し、特別支援教育についての情報共有を図るとともに、充実を図るための課題の解決に向けて協議を行った。
- <実績等> 開催回数 3回 [3回]
- ⑥ 特別支援教育検討委員会の開催
- 東大和市における特別支援教育のあり方について検討するため、特別支援教育検討委員会（小・中学校長会会長、通級指導学級教諭、特別支援学級教諭、心理相談員、教育委員会職員等18人で構成）を開催した。検討事項は、ユニバーサルデザインの提案について、学校生活支援シートについて等であった。
- <実績等> 開催回数 特別支援教育検討委員会 3回 [3回]
 特別支援教育検討委員会課題別分科会 9回 [6回]
- ⑦ 要保護児童地域対策協議会への参加
- 要保護児童地域対策協議会代表者会議に出席し、関係機関と連携を図った。また、要保護児童地域対策協議会実務担当者会議に出席し、個別のケースにおいて、具体的な支援策等の話し合い及び連携を行った。
- <実績等> 要保護児童地域対策協議会代表者会議出席 2回 [2回]
 要保護児童地域対策協議会実務担当者会議出席 4回 [4回]
- ⑧ 巡回指導・相談体制の整備
- 巡回相談員3人と教員免許を持つ巡回指導員（特別支援教育士）1人の4人体

制で発達障害等の特別支援教育に係る巡回相談を実施し、学級での行動観察や心理検査等を通して学級担任への指導・助言及び保護者相談をきめ細かく行った。

＜実績等＞ 巡回相談等の年間件数

小学校 183件 [228件] 中学校 66件 [41件]
 就学前機関 8件 [18件] 家庭 0件 [1件]
 関係機関 51件 [49件] 心理検査78件 [70件]
 合計386件 [407件]

⑨ 就学相談の実施

心身に障害がある児童・生徒、教育上の特別な支援が必要な児童・生徒の適切な就学を図るため、東大和市就学支援委員会就学判定会議を実施した。また、在籍児童・生徒のうち通級入級に係る調査審議を専門に行う通級入級判定会議を実施した。

＜実績等＞ 就学相談64件 [58件] 通級入級相談34件 [24件]

【就学相談結果】

(単位：人)

就学先	小学校	中学校	合計
特別支援学級(知的固定制)	14 [10]	9 [8]	23 [18]
特別支援学級(情緒固定制)		5 [2]	5 [2]
特別支援学級(情緒通級制)	27 [32]	19 [14]	46 [46]
特別支援学級(言語通級制)	6 [5]		6 [5]
特別支援学校	11 [6]	3 [1]	14 [7]
通常の学級	2 [4]	0 [0]	2 [4]
その他(私立学校等)	1 [0]	1 [0]	2 [0]
合計	61 [57]	37 [25]	98 [82]

⑩ 子ども支援員の派遣

支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定と学校生活への適応を図るために、子ども支援員(メンタルサポートスタッフ及び特別支援教育支援員)を配置し各学校からの要請に応じて派遣した。

＜実績等＞ 子ども支援員 11人 [11人]

子ども支援員を派遣した児童数 24人 [27人]

⑪ 副籍制度

東京都立特別支援学校に在籍する児童・生徒の中で希望者が、居住する学区の小・中学校に副次的な籍をもち、通常学級の児童・生徒との相互理解を図るため、間接交流(学校だよりの交換等)や直接交流(行事への参加等)を行った。

＜実績等＞ 小学部副籍者 11人 [11人]

中学部副籍者 2人 [3人]

計 13人 [14人]

(学校教育課)

■ 今後の取組の方向性

- ① 特別支援教育推進計画に基づき、課題と目標の達成に向けた取組、管理を行う。
- ② 学校で開催される校内委員会に巡回相談員や巡回指導員が参加し、支援が必要な児童・生徒の早期発見・早期支援に努める。また、研修会等を通じて特別支援学級(固定制・通級制)教諭や特別支援教育コーディネーターの資質向上を図る。
- ③ 市民や関係機関向けに講演会等を実施し、特別支援教育における理解を深める。
- ④ 就学支援シートの作成・配布を今後も毎年継続的に実施し、幼稚園・保育園か

らの円滑な入学支援体制の整備を行う。

- ⑤ 特別支援学級設置校長会を開催し、特別支援教育についての情報共有と課題解決を図る。
- ⑥ 特別支援教育検討委員会を開催し、特別支援教室導入に向けた検討を行う。
- ⑦ 要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関と連携を図る。
- ⑧⑨ 小・中学校における校内委員会や特別支援教育コーディネーターを支援するために、巡回相談体制の充実を図り、各校で抱える問題について専門的に助言し解決を図る。
- ⑩ 子ども支援員を有効に活用し、支援が必要な児童・生徒の情緒面の安定を図り、学校生活への適応を支援する。
- ⑪ 副籍制度を実施し、東京都立特別支援学校と市立小・中学校の児童・生徒の交流を行い、相互理解を深める。

(学校教育課)

(11) 伝統文化の理解

俳句や百人一首等の日本の伝統・文化に触れる機会の充実を図り、郷土に対する愛着や誇りを育む。また、世界の多様な文化に対する理解を深め、自国や他国の文化を尊重する態度を育成し、国際社会で信頼される日本人を育てる教育を推進する。

■施策の取組状況

- ① 日本の伝統文化に触れる機会の充実
小・中学校鑑賞教室を通じて、日本の伝統文化に直接触れる機会をもち、そのすばらしさと奥深さを体験させた。
<実績等> 小学校2校[1校]、中学校0校[1校]
- ② 社会科副読本「わたしたちの東大和」の配布
東大和市を理解するために、社会科副読本「わたしたちの東大和」を小学校3年生に無償で配布した。
<実績等> 小学校10校[10校]
- ③ 社会科副読本改訂委員会の開催
副読本をよりよいものに改訂するために、委員会を開催した。
<実績等> 年間3回[3回]
- ④ A L T (外国人講師) の派遣
小学校の総合的な学習の時間において、異なる文化をもつ人々との交流を体験し、文化等に対する理解を深めるため、A L T (外国人講師) を派遣した。
<実績等> 派遣時間 小学校866時間[755時間]

(指導室)

■今後の取り組みの方向性

- ① 小・中学校鑑賞教室等を通じて、日本の伝統文化に触れる機会の充実を図る。
- ②③ 社会科副読本の一層の充実を図るため、「わたしたちの東大和」の教師用指導活用例を作成する。
- ④ 小学校に対するA L T (外国人講師) の派遣の拡充をする。

(指導室)

基本方針 3

「総合的な教育力」と「文化・スポーツ」の充実

少子高齢化や核家族化が進む中で、子供たちの健やかな成長を社会全体で支えるとともに、市民一人一人が生涯にわたって、自由に学び、社会に貢献できるようにすることが求められる。

そのために、家庭・学校・地域の教育力を高め、さらに、推進できるよう支援するとともに、人々が生涯を通じて、自ら学び、文化・スポーツに親しみ、社会参加できる機会の充実を図る。

(1) 【生涯学習の推進】

「第二次東大和市生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の諸事業を推進することで、市民の生涯学習の振興を図る。

(2) 【生涯学習の支援】

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、関係機関との連携・協力を図るとともに、学びあいガイドや出前講座、人材バンク制度の活用により、市民の生涯学習を総合的に支援する。

(3) 【社会教育活動への支援】

プラネタリウムをリニューアルした郷土博物館、公民館、図書館の施設整備等に努め、各施設の学習機能を活用し、学習の場の提供と交流の機会や情報の提供を充実させるとともに、社会教育活動を支援して、市民の教育力の向上を図る。

(4) 【郷土文化財の保存・継承と文化施設の整備】

郷土の貴重な文化遺産や伝統芸能を保存・継承するとともに、史跡等の保存・整備に努める。

また、郷土の誇る芸術家の作品収集と修復を行うとともに、文化施設の整備と公開の拡充に努める。

(5) 【スポーツの振興】

市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備やスポーツ振興の推進役であるスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図る。

学校においては、各学校で全児童・生徒が生涯にわたって運動に親しむよう、一校一取組運動を実施し、その充実を図る。

(6) 【施設の利用促進】

文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るだけでなく、民間施設等の活用を図るなど、文化活動、体育活動の場の確保に努める。

■主要施策

(1) 生涯学習の推進

「第二次東大和市生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習の諸事業を推進することで、市民の生涯学習の振興を図る。

■施策の取組状況

① 社会教育委員会議

社会教育委員会議は、社会教育法第15条の規定に基づき設置された機関で、社会教育全般にわたる調査・研究・計画の立案を始め、教育委員会からの諮問に答えるため、会議を開催した。

<実績等> 年11回[11回]

② 多摩湖塾（ひがしやまと出前講座）の実施

平成26年度は、「高齢社会と市の高齢者支援」や「東大和市の学校教育」など、市民団体等が自主的に行う学習会に市職員を講師として派遣した。

<実績等> 延べ5件[30件]、90人[857人]

③ 学びあいガイドの発行、東大和市生涯学習人材バンクの紹介

生涯学習を推進するため、学びあいガイド26を作成・発行した。

また、学びあいガイド（行政による生涯学習）の中で、人材バンク制度の紹介をした。

<実績等> 学びあいガイド26（市民による生涯学習）

1, 200冊[1, 200冊]、

学びあいガイド26（行政による生涯学習）

600冊[600冊]

学びあいガイド26（小学生向け）

4, 800部[4, 800部]

④ 東大和市民文化祭

平成26年10月11日から11月3日までの24日間[24日間]実施した。

<実績等> 来場者 11, 096人[11, 463人]

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

① 引き続き、社会教育委員から意見を聞きながら、「第二次東大和市生涯学習推進計画」に基づく生涯学習の振興を図り、市民が主役の生涯学習社会の実現を目指していく。

② 多摩湖塾の各課メニューの充実や多摩湖塾の周知を図っていく。

③ 学びあいガイドの発行や東大和市生涯学習人材バンクについて市報やチラシ等によって、広く市民に周知し、市民の間に文化を普及し、市民文化の向上と合わせて市民相互の交流を図る。

④ 東大和市文化協会と連携し、東大和市民文化祭を実施していく。

(社会教育課)

(2) 生涯学習の支援

自主的な活動を進めている社会教育関係団体など、関係機関との連携・協力を図るとともに、学びあいガイドや出前講座、人材バンク制度の活用により、市民の生涯学習を総合的に支援する。

■施策の取組状況

① 東大和市社会教育関係団体育成事業

市民の自主的な社会教育活動を促進することによって、東大和市の社会教育の発展を図るため、東大和市社会教育関係団体連合体に対して、補助金の交付等の援助を行った。

<実績等> 7団体 3,830,400円 [7団体3,846,400円]

② 東大和市生涯学習人材バンク

知識や技能を有する方々に人材バンクに事前に登録してもらい、指導者や講師を探している市内サークル・団体や新たに活動を始めたい市民への活用を図った。また、この制度の周知を図るため、登録者による体験講座を実施した。

<実績等> 体験講座 中央・上北台の公民館で実施
3日間8講座 59人 [3日間9講座 57人]

人材バンク 利用件数1件 [3件]、
延参加人数23人 [80人]

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 社会教育関係団体育成のため、補助金を交付していく。
- ② 東大和市生涯学習人材バンクの周知を図るため、体験講座の実施をしていく。

(社会教育課)

(3) 社会教育活動への支援

プラネタリウムをリニューアルした郷土博物館、公民館、図書館の施設整備等に努め、各施設の学習機能を活用し、学習の場の提供と交流の機会や情報の提供を充実させるとともに、社会教育活動を支援して、市民の教育力の向上を図る。

■施策の取組状況

① 公民館運営審議会

公民館運営審議会は、社会教育法第29条に基づいて設置された機関であり、中央公民館長の諮問に応じ、公民館における各種事業の企画、実施について調査審議することを目的とし開催した。

<実績等> 年8回 [8回]

② 公民館の利用状況

社会教育機関として、社会教育法第20条を目的とする利用及びその他の利用に供することにより地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、自主グループ活動等の推進に貢献した。

<実績等>

内 容	開館 日数 (日)	利用件数及び利用人数							定期 利用 グル ープ 数
		件	一般	市役所	主 催	有 料	合 計	利用率	
		人							
五 館 合 計	1,527 [1,513]	14,584 [14,383]	875 [1,090]	1,113 [1,167]	305 [299]	16,877 [16,939]	61.38% [62.20%]	411 [407]	
		157,521 [155,449]	22,201 [24,912]	20,845 [22,789]	6,276 [8,874]	206,843 [212,024]			

※定期利用グループ数は、平成26年4月現在。

③ こうみんかんだより等の発行状況

公民館事業に関する情報提供及び利用グループ相互の情報交換の場として、さまざまな情報を提供した。こうみんかんだよりは主に新聞折込により、また各地区館だよりは主に職員により各戸配布した。

<実績等>

名 称 (発行館)	発行回数 (発行月)	発行部数
こうみんかんだより (五館合同)	6回 (5、7、9、11、1、3月)	187,200部 [187,200部]
中公タイムス (中央)	3回 (5、10、1月)	6,300部 [6,900部]
ハロー公民館 (南街)	3回 (5、9、1月)	8,400部 [8,400部]
こんにちは狭山公民館 (狭山)		7,500部 [7,500部]
あすなろだより (蔵敷)	3回 (5、10、2月)	3,600部 [3,900部]
こだまの森 (上北台)	3回 (4、8、12月)	11,400部 [11,400部]
合 計		224,400部 [225,300部]

④ 主催講座等の開催

子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域課題・社会的な問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めた。

<実績等>

(単位：回、人)

施設名	対象															合計		
	子ども			青年			成人			保育付			高齢者			講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数
	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数	講 座 数	延 回 数	延 参 加 者 数			
合五同館	—	—	—	1	34	1,380	2	30	1,417	—	—	—	—	—	—	3	64	2,797
中央	1	1	33	4	24	1,788	5	15	1136	2	22	365	—	—	—	12	62	3,322
南街	1	1	257	—	—	—	4	26	821	1	8	99	—	—	—	6	35	1,177
狭山	2	6	107	—	—	—	3	13	204	1	9	77	1	7	165	7	35	553
蔵敷	1	2	42	2	4	55	2	7	95	1	8	99	1	6	226	7	27	517
上北台	1	8	97	—	—	—	4	21	423	1	10	161	—	—	—	6	39	681
新堀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1	8	505	1	8	505
合計	6	18	536	7	62	3,223	20	112	4,096	6	57	801	3	21	896	42	270	9,552

⑤ 市民大学の開講

生涯学習の一環として、市民が主体的に豊かな地域社会をつくることを目指し、地域で学び、互いにふれあい、自己実現するための機会を提供するため、前年度に引き続き市民大学・東大和グリーンカレッジを開講した。

<実績等> 各5回×5館 年25回 [24回]

⑥ 保育付講座における0歳児の受け入れ

以前から保育付講座について、0歳児受け入れの要望が多かったため、中央公民館の中後期保育付講座で初めて0歳児の受け入れを試行した。

<実績等> 0歳児受け入れ人数 3人 [0人]

⑦ 親子サロンの開設

中央公民館の保育室の空いている時間帯を有効活用するため、親子サロンを開設した。

<実績等> 参加人数 13組 [0組]

⑧ 施設整備

- ・中央公民館及びホールの耐震補強工事を行った。
- ・中央公民館の高架水槽交換工事を行った。
- ・東京都の補助事業を利用して、中央公民館、南街公民館、上北台公民館の3館に赤ちゃん・ふらっと用のスペースを整備した。

(中央公民館)

⑨ 図書館協議会

図書館協議会は、図書館法第14条の規定に基づいて設置された機関で、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることを目的とし開催した。

<実績等> 年3回[3回]

⑩ 図書館資料の充実

高度化、多様化する市民要望に応えるため、効率的な資料の収集に努めた。

<実績等>

	中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	合計
購入 点数	9,405点 [10,149点]	2,823点 [2,802点]	3,460点 [3,677点]	15,688点 [16,628点]
購入 金額	24,243,004円 [24,240,901円]	5,031,717円 [5,028,020円]	5,992,801円 [5,998,558円]	35,267,522円 [35,267,479円]

⑪ 図書館と学校との連携

ア 中央図書館見学会

- ・小学3年生対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、本やおはなしの楽しさや、図書館の利用方法を知ってもらった。

<実績等> 小学校10校・21クラス[24クラス]・702人[760人]

- ・保育園・幼稚園年長組園児対象

子どもたちに図書館の存在を知ってもらい、絵本やおはなし会の楽しさを味わってもらった。なお、今年度は清原図書館でも実施した。

<実績等> 18園[16園]・547人[609人]

イ 団体貸出・資料相談

「総合的な学習」や「調べ学習」などで子どもたちが調べものをする場合、学校図書館では足りない部分の援助を行った。

<実績等> 調べ学習の依頼 112件[120件]、7,987冊[6,669冊]

⑫ リクエストサービス

他の利用者が借りている資料は返却されしだい、市内の他館にある資料は取り寄せて提供した。また、市内で所蔵していない資料は、購入もしくは東京都立図書館や他の図書館から借用・紹介して提供した。

<実績等> リクエストサービス受付数 (単位:件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	インターネット	合計
14,941 [21,961]	6,233 [5,488]	5,780 [6,916]	56,296 [65,436]	83,250 [99,801]

⑬ レファレンスサービス

利用者から調査・研究などのための資料(情報)を求められたときに、検索の援助や資料の提供を行った。

<実績等> ・資料案内数 (単位:件)

中央図書館	桜が丘図書館	清原図書館	計
17,426 [17,218]	2,560 [2,452]	4,613 [4,158]	24,599 [23,828]

⑭ 図書館の利用状況

東村山市立図書館及び武蔵村山市立図書館との相互利用を継続した。

<実績等> 貸出点数 (単位：点)

	平成26年度	平成25年度	比較増減
中央図書館	496,927	475,237	21,690
移動図書館	1,846	3,130	△1,284
桜が丘図書館	117,955	121,009	△3,054
清原図書館	141,766	143,964	△2,198
合計	758,494	743,340	15,154

⑮ 「東大和市子ども読書活動推進計画」

平成25年3月に策定した「東大和市子ども読書活動推進計画〔平成25年度～平成29年度〕」に基づき、子どもの読書環境の向上に資する事業を実施した。

関連事業として、「布の絵本であそぼう！」をテーマに、布の絵本「わたほ」と共催で布の本に自由に触ったりして、親子のふれあいや、手作りの布の絵本のあたたかさを知ってもらった。

(中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館)

⑯ 郷土博物館協議会

郷土博物館協議会は、博物館法第20条の規定に基づき設置された機関で、館長の諮問に応ずるとともに、郷土博物館の運営に関する基本的な事項について調査審議することを目的とし開催した。

<実績等> 年2回〔1回〕

⑰ 郷土博物館の常設展示及び企画展示

市の歴史や自然環境の紹介のほか、小規模な企画展示を行う常設展示室を引続き開室した。

また、企画展示室では、7件の企画展示を開催した。「プラネタリウム今昔」(平成26年3～5月)、「収蔵資料展 VOL.9 遊びの民具」(平成26年3～6月)、「大和町制60年」(7～9月)、「野草スケッチ展」(10～11月)、「吉岡堅二展」(11～12月)、「ひなまつり」(平成27年2～3月)、「吉岡堅二新収蔵資料展」(平成27年3～4月)の7件である。平成26年度は11,480人〔18,650人〕の入場者があった。

郷土博物館のロビーや2階廊下を使ったロビー展示は、授業の一環として狭山丘陵で環境学習を行った小学生たちの感想文等を展示した「狭山丘陵で学んだよXIII」(26年3月～5月)、「狭山丘陵で学んだよXIV」(27年3月～5月)や、皆既月食2014(10～12月)、皆既月食2015(平成27年3～4月)他を展示した。

⑱ 企画展示室の一般貸出

企画展示室の有効活用として、博物館主催の企画展示を実施していない期間について、平成25年度から一般への貸出しを実施し、7団体の応募があった。これに例年行っている「きらめき友好アート展」(喜多方市と当市の中学生美術展をあわせ、8団体が企画展示室を利用した。一般貸出しによる企画展示室観覧者は、合計2,888人〔1,746人〕あった。

⑲ 変電所の特別公開

旧日立航空機(株)変電所では、うまかんべえ～祭り、平和市民の集い、戦争遺跡保存全国シンポジウム、東大和市立第二小学校6年生、その他に合わせて資料展示を含めて内部を公開し、合計して5,281人〔4,649人〕の入場者があった。

⑳ プラネタリウムの投影

プラネタリウムでは、一般投影、特別投影、学習投影、幼児投影等を行い、18,151人[14,489人]の入場があった。

一般投影では、「アースシンフォニー」(平成26年3月からの春番組)、「キロボとミラタ」(夏番組)、「1秒ちょっと前の月」(秋番組)、「アースシンフォニー」(冬番組)、「ドリームトゥフライ」を投影した。

特別投影は、季節の話題にあわせて投影した。

「たなばたさまの星空」、「クリスマス投影」、シアトリカルプラネタリウム「星空さんぽ」、「ハンドベルコンサート」などを投影した。なお、26年度の特徴として、東日本大震災被災者のメッセージで綴る作品「星空とともに」を投影した。悲惨な状況とは対照的に停電のなかで見た星空の美しさを描く作品で、8回の投影で108,300円の義援金も集まった。その結果、特別投影合計で、1,778人[604人]の観覧者があった。

学習投影は、学校教育の一環として、各校の希望に応じて、担当職員が解説するもので、市内各小学校の利用のほか、市外の小学校の利用もあり、全体で41校[35校]、3,039人[2,622人]の観覧者があった。

幼児投影は、幼児にもわかりやすく、星に興味を持つよう、簡単な星の解説と「ぼくたちわくせいほちきょうだい」を投影した。市内外の幼稚園、保育園、児童館などからの観覧があり、31団体[28団体]、1,597人[1,526人]であった。

㉑ 郷土博物館の教育普及活動

バードウォッチングや野草教室、薬草観察会、秋の鳴く虫の観察会など職員や講師を招いての「自然観察会」を9回[12回]実施し、241人[304人]の参加があった。

狭山緑地を、20分程度で巡る「ちいさな自然観察会～狭山緑地自然ガイド」を2回[51回]開催し、9人[273人]の参加があった。

その他、「飛ぶタネの模型作り」を1回実施し、37人の参加があった。

「星空観察会」は5回[5回]計画し、126人[79人]の参加があった。なお、うち2回は天候不良のため中止とした。

太陽と日中の月の観察を行う「昼間の星の観察会」を6回[6回]実施し、330人[168人]の参加があった。

その他の博物館講座として、史跡めぐり(44人[21人])、植物画教室は6回[6回]の連続講座とし、延べ116人[126人]が参加した。そのほか、環境教育ボランティアや星空ボランティアのための講座、文化財ボランティア養成講座を実施した。

武蔵村山市立歴史民俗資料館、東村山ふるさと歴史館と3市で共催している、「狭山丘陵市民大学」を26年度も実施した。

26年度は「尾張御鷹場をテーマに、鷹匠による鷹狩の実演見学と講義、鷹場関係文書の原典を閲覧した東大和市からの参加者は、延べ3回で34人[延べ3回で34人]であった。

㉒ 学校教育と郷土博物館との連携

学校教育の一環として、6校[6校]、438人[449人]の郷土博物館常設展示室の見学があり、担当職員が説明を行った。

講師派遣及び出張授業として、職員が各学校や市立狭山緑地等に出向き、環境、天文、歴史の学習を援助した。立川市、武蔵村山市の小学校を含め、年間を通じて

67回[121回]に及んだ。

第一中学校敷地内に設置している生活文化財保存庫に、7校[7校]、539人[524人]の見学があった。

②③ その他の講師派遣

当市の新規採用職員研修や公民館講座、教員初任者研修等5件[7件]に職員を派遣した。

②④ 博物館活動のPR

博物館だより「光と風」を年4回[4回](第80号~第83号)、「星だより」を毎月(No.164~No.175)発行した。

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 引き続き、公民館運営審議会の意見を聞きながら、市民のニーズを調査把握し主催事業をはじめとする公民館運営に反映できるよう努めていく。また、知識の高揚を図るため、研修などに積極的に参加できる機会の提供に努めていく。
- ② 地域における市民の主体的な文化・学習活動の拠点として、また地域づくりの拠点として、さらには出会いとふれあいの場である地域ネットワークの核となるよう自主グループ活動等の推進に努めていく。グループ紹介事業「地域デビューパーティー」の、さらに有効な展開を模索していく。
- ③ より多くの市民に公民館を知っていただくとともに、利用していただけるよう、さらなるPRに努めていく。また、職員の各戸配布による各地区館だよりの配布は、地域住民とのコミュニケーションの場としても重要であることから、今後も継続して実施していく。
- ④ 引き続き、子ども、青年、成人、高齢者などを対象とする各種講座や地域問題・社会的問題などを取り上げた講座、さらには市民企画講座や保育付講座など、様々な主催講座を開催することにより、地域住民の学習ニーズに応えるとともに、自主グループづくりに努めていく。
- ⑤ 市民大学は、社会教育活動等への市民参画を目指している。過去2年間の実績を検証した結果、受講者の希望に応えるため、次年度については前、後期の2期制とし、1つのテーマについてより深く掘り下げた学習を実施する。
- ⑥ 27年度も保育室を有する中央公民館、南街公民館、上北台公民館の3館で実施される保育付講座で0歳児受け入れを試行する。
- ⑦ 前年度の結果を検証しながら、引き続き親子サロンの存在を効率よく周知しながらより良い事業運営を行っていく。
- ⑧ 平成26年度に中央公民館の耐震補強工事が完了したので、今後は非構造部の耐震補強について検討する。
また、東京都の補助事業を引き続き利用し、狭山公民館、蔵敷公民館にも赤ちゃん・ふらっと用のスペースを整備する。
外壁劣化調査のため、狭山公民館外壁調査を実施する。
(中央公民館)
- ⑨ 引き続き、図書館協議会に対して図書館奉仕について意見を求め、市民により利用される図書館運営に努めていく。
- ⑩ 選書に当たっては、利用者の要求及び蔵書の内容、予算等を勘案しつつ、日常的に東大和市立図書館の蔵書に厚みと広がりを加えていく視点が必要である。

さらに、さまざまな年齢、職業、思想及び信条の利用者の要求に応えられるよう、あらゆる分野の資料を収集するように努めていく。

- ⑪ (ア) 小学校と連携を図り、小学3年生を対象に図書館見学を実施することにより、図書館の概要説明や館内見学を通して図書館のことを知ってもらうとともに、本の楽しみ方を味わってもらう。

また、児童に対して図書館利用カードを作ってもらう機会となることから、見学会後も継続的に利用してもらえるようにする。

(イ) 「総合的な学習」や「調べ学習」など学校図書館では足りない部分の援助を引き続き行っていく。また、読書旬間等の行事へも引き続き協力していく。

- ⑫ 引き続き、資料購入費の確保や他の図書館との連携を図っていき、利用者の求める資料を迅速かつ的確に提供できるようにする。予約待ち人数の多い資料は、「人気の本」のチラシを掲示して資料の寄贈を呼びかける。リクエストサービス制度を知らない利用者にホームページや図書館だよりなどを通してその内容を周知する。
- ⑬ 利用者からの幅広い調査依頼に迅速、的確に対応するためにレファレンス資料の充実に努めるとともにそれらを使いこなすためのスキルアップ研修を行う。
- ⑭ 「東大和市子ども読書活動推進計画」に基づき子どもの読書活動を支援し推進していく。

健康課の実施する「ブックスタート」事業に協力し、子どもと保護者が絵本に親しむきっかけ作りをする。

(中央図書館、桜が丘図書館、清原図書館)

- ⑯ 引き続き、郷土博物館協議会に対して運営に関する基本的な事項について意見を求め、さらに魅力ある郷土博物館を目指していく。
- ⑰⑱ 郷土博物館は、平成6年4月の開館から20年が経過し、学校との連携は定着してきた。一方で常設展示室の展示情報が古くなり、展示機器が故障するなどして学習に耐えられない状況もあるため、限られた予算のなかで工夫をしながら改修や他の展示媒体への変更を計画していく。
- ⑲ 旧日立航空機(株)変電所は、平成7年の文化財指定に際して修復工事を施し、平和教育に活用してきたが、コンクリート建造物の特徴である劣化が徐々に進行している。今後、建物を適正に保存しながら、可能な限り公開する機会を増やすため、修復方法の技術的検討を図っていく。
- ⑳ プラネタリウムは、郷土博物館の集客実績の根幹をなしている。PR方法の改善や投影番組の選定についてさらに検討を重ね、一層の集客に努めていく。
- ㉑ 郷土博物館周辺の自然環境や収蔵資料、市内外に存する文化財やそのデータはもとより、プラネタリウムを有効に活用した教育普及活動を実施してきた。今後もさらに充実していく。

講座等は、市民の多様な学習要求に応えるため、自然、郷土史、天文等の各分野にわたる学習の機会を設けた。今後もその均衡を保ち、さらに充実するよう努めていく。

- ㉒㉓ 小学校への職員派遣はもとより、小・中学校の教育研究会理科部会及び社会科部会の要請に応え、講師派遣を行うと共に、これまでに倣い、市役所の新入職員への講義や、その他諸団体の要請に基づく郷土史や自然環境の講義に職員を派遣する。
- ㉔ より多くの市民の方々に郷土博物館の活動を周知し、利用の促進を図るため、さらなるPRに努めていく。

(社会教育課)

(4) 郷土文化財の保存・継承と文化施設の整備

郷土の貴重な文化遺産や伝統芸能を保存・継承するとともに、史跡等の保存・整備に努める。

また、郷土の誇る芸術家の作品収集と修復を行うとともに、文化施設の整備と公開の拡充に努める。

■施策の取組状況

(仮称) 東大和郷土美術園の整備と公開機会の増加を図った。

① (仮称) 東大和郷土美術園の特別公開

春(5月24日、25日)と秋(11月22日)に公開し、同時に展示ガイド、おうちガイドなどを行った。秋の開園は市のスイーツウォーキングとタイアップし、577人[442人]の来園があり、年間合計で771人[754人]の来園があった。

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

① (仮称) 東大和郷土美術園は、管理する郷土博物館に25年8月から美術担当の嘱託員を配置したこととあわせ、郷土博物館での吉岡堅二特別展の開催や、他のイベントとのタイアップをさらに進め、現状の公開日数を徐々に増やして、市の内外に話題を提供できるよう取り組んでいく。

(社会教育課)

(5) スポーツの振興

市民スポーツの振興、健康・体力づくりを進めるため、だれもがいつでも気軽にスポーツができるよう、スポーツ施設の整備やスポーツ振興の推進役であるスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図る。

学校においては、各学校で全児童・生徒が生涯にわたって運動に親しむよう、一校一取組運動を実施し、その充実を図る。

■施策の取組状況

① スポーツ施設の整備

指定管理者と調整を行い、各体育施設の修繕等を行い、良好なスポーツ環境の整備に努めた。

② スポーツ推進委員協議会

スポーツ推進委員協議会は、スポーツ基本法第32条に基づき委嘱されたスポーツ推進委員で構成し、当市のスポーツ推進のため、スポーツの実技指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うことを目的に活動した。

<実績等> スポーツ推進委員協議会

定例会 12回 [12回]

各種スポーツ大会等 6回 [5回]

③ スポーツ指導者の育成

地域のスポーツ実技の指導やスポーツ活動促進のための組織の育成等を行っているスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術の習得を図った。

<実績等> 講演会派遣 13回[5回] 技術講習会 2回[10回]

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

- ① 市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため、引き続きスポーツ活動を継続的に実践できるようなスポーツ環境の整備を進める。
- ② スポーツ推進のため、スポーツ推進委員によるスポーツの実技指導等を積極的に実施する。
- ③ 引き続き、地域のスポーツ指導者であるスポーツ推進委員を各種研修会に派遣し、知識や技術力の向上を図る。
また、各種団体やグループの自主的なスポーツ・レクリエーション活動を推進するため指導者の育成は重要と考えられるので、東京都体育協会等が実施している指導者育成講習会等の情報提供体制を整備する。
- ④ 平成24年度に設立された地域スポーツクラブは地域住民が運営主体となって活動していくものであり、地域のスポーツ振興に寄与する団体のため引き続き支援を行う。

(社会教育課)

(6) 施設の利用促進

文化・スポーツ団体等と連携し、学校や社会教育施設等の利用促進を図るだけでなく、民間施設等の活用を図るなど、文化活動、体育活動の場の確保に努める。

■施策の取組状況

① 学校体育施設の利用促進

各小中学校に世話人を配置し、毎月打合せ会を開催して各使用団体間で調整のうえ使用申込みの取りまとめを行った。

また、打合せ会で予約の入らなかった日を毎月24日(日・祝日の場合は翌日)から、先着順により貸出しを行った。

<実績等>

区 分	校 庭	体 育 館
小 学 校	1, 890件 [1, 965件]	2, 534件 [2, 512件]
中 学 校	49件 [49件]	1, 680件 [1, 640件]

② 体育施設の利用促進

使用日の属する月の2か月前の月の15日から25日の間に抽選予約の受付、その後使用月の属する月の1か月前の5日(日・祝日の場合は翌日)から一般受付を行い、体育施設の利用促進を図った。また、市民体育館では、利用割当を設定し、団体及び個人への貸出しを行った。

<実績等>

区 分	個 人	団 体	計
市民体育館	56, 094件 [54, 386件]	5, 684件 [5, 917件]	61, 778件 [60, 303件]
上仲原公園テニスコート	6, 727件 [4, 746件]	—	6, 727件 [4, 746件]

上仲原公園野球場	—	728件 [796件]	728件 [796件]
桜が丘市民広場	—	2,043件 [2,012件]	2,043件 [2,012件]

③ スポーツ活動の場の提供

児童や青少年の健全育成を目的とした大会及び教室を実施した。

<実績等>

名 称	期 日	参 加 者	対 象 者
ニュースポーツで遊ぼう！	平成27年2月11日(祝)	80人[39人]	小学生とその保護者

(社会教育課)

■今後の取組の方向性

① 地域における身近で親しみやすいスポーツ活動の場である学校体育施設の開放については、重要と考えられるので引き続き利用の促進を図る。

② 平成22年4月1日から、市民体育館、市民プール、桜が丘市民広場、上仲原公園テニスコート、上仲原公園野球場（陸上競技場を含む。）については指定管理者制度を導入したため指定管理者と連携を図り、市民スポーツの振興、健康・体力づくりを推進するため体育施設の貸出しを引き続き行い利用の促進を図る。

また、市民体育館については、利用ニーズに合わせた利用割当とするよう指定管理者と連携し見直しを定期的に行い、さらなる利用の促進に努める。

③ 児童・青少年にとってスポーツ活動に親しむことは、心身の健全な発達を図る上で大きな役割を果たすとともに、生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を培うという重要な意義を有していることから、引き続き児童や青少年を対象とした教室や大会等を指定管理者と連携を図り実施する。

また、対象者のニーズに合った種目や実施日時等の再検討を行い、一人でも多くの参加を促すことが必要である。

(社会教育課)

基本方針 4

「市民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進

教育行政には家庭・学校・地域の協働と全ての市民の教育参加を進め、市民感覚と経営感覚をより重視して、教育改革を力強く展開することが求められる。

そのために、東京都教育委員会等との緊密な連携・協力のもとに、東大和市の特性を踏まえた教育行政を進めるとともに、市民に信頼される魅力ある学校づくりを目指した効率的で透明性の高い開かれた学校経営への改革を推進する。

(1) 【開かれた学校づくりの推進】

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民、さらには学識経験者の参画を求めるとともに、学校経営計画に基づく学校関係者評価の充実等、開かれた学校づくりを一層推進する。

また、全校において学校経営方針や学校評価の結果を積極的に保護者・地域に示し、教育の成果と課題及び学校の教育活動の周知を図り、連携を深める。

(2) 【学校の組織的運営の確立】

校長がリーダーシップを発揮し、職層に応じた責任の明確化を進め、組織目標が達成されるよう支援する。校長は、学力向上及び小中一貫教育の推進を図るため、学校経営方針を職員と共有し、学校の組織力を高め、学校教育の活性化を図る。また、校長、副校長、主幹教諭をはじめ事務主事等による経営支援部を校務分掌に位置付け、学校経営の工夫改善を図る。

(3) 【教員研修の充実】

国語や算数・数学、外国語等に重点を置いた指導力向上のための研修や、いじめや体罰防止の視点に立った研修等、より実践的な研修を計画的に実施する。

主任教諭等を対象とした「学校リーダー育成研修」をはじめ、学校運営の中核となるリーダー層の育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図る。

若手教員の育成に関しては、東京都教育委員会が示す研修体系に基づき、初任者から3年次経験者までの研修の体系化を図る。また、10年経験者研修の充実等、経験や職層に応じた研修運営を推進する。

学校においては校内研修やOJTを活用し、組織的・計画的な人材育成に取り組む。

(4) 【教育ボランティアの活用】

教育委員会で人材育成を進め、教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に活用するなど、市民の教育参加の機会を拡充する。

(5) 【学校施設の効率的な運営】

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

(6) 【学校施設等の整備】

安全で安心な教育環境の確保を図るため、学校施設の計画的な改修・改

善を推進する。

また、新学校給食センターの建設を進める。

(7) 【教育環境の整備】

東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針に基づき、最新の状況を注視しながら、対策の検討を進める。

(8) 【危機管理体制の充実】

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応の在り方等の改善及び充実を図るとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実を図る。さらに、大地震など災害時に対応するための防災教育の充実を図る。

また、児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるよう自転車運転免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

(9) 【安全対策の推進】

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、スクールガードリーダーの取組やスクールガード等による登下校時の見守り活動や通学路の安全点検を推進する。

また、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を付けられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。

(10) 【アレルギー疾患への対応】

アレルギー疾患に対応するため、「東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアル」に基づき教員の共通理解を図り、定期的な校内研修や訓練を実施する。また、アレルギー詳細献立表や学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を活用して、平常時の事故防止の徹底を図るとともに、緊急時対応の体制整備を行う。

エピペン®の実技講習会を開催するとともに、学校給食での事故防止策の徹底を図るなど、教員及び学校体制の支援に努める。

給食センターにおいて、安心・安全な学校給食を提供するため、学校との連携及びチェック体制の強化に努める。

■主要施策

(1) 開かれた学校づくりの推進

学校運営連絡協議会をさらに活性化させ、保護者や地域住民、さらには学識経験者の参画を求めるとともに、学校経営計画に基づく学校関係者評価の充実等、開かれた学校づくりを一層推進する。

また、全校において学校経営方針や学校評価の結果を積極的に保護者・地域に示し、教育の成果と課題及び学校の教育活動の周知を図り、連携を深める。

■施策の取組状況

① 学校毎の学校運営連絡協議会の実施

市内全小・中学校において、年3回以上の学校運営連絡協議会を開催し、学校に対する理解と改善意見を受け、学校経営へ反映させることができた。

<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]

② 学校評価研修会の実施

学校教育法の改正に伴い、学校評価の導入に関する研修会を校長及び学校運

営連絡協議会委員を対象に実施した。

<実績等> 校長対象 1回[1回]

学校運営連絡協議会委員対象 1回[1回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①② 学校評価の導入に伴い、学校評価を活用し開かれた学校づくりを一層進める。
そのために、児童・生徒や保護者等の授業評価を積極的に取り入れる。

(指導室)

(2) 学校の組織的運営の確立

校長がリーダーシップを発揮し、職層に応じた責任の明確化を進め、組織目標が達成されるよう支援する。校長は、学力向上及び小中一貫教育の推進を図るため、学校経営方針を職員と共有し、学校の組織力を高め、学校教育の活性化を図る。また、校長、副校長、主幹教諭をはじめ事務主事等による経営支援部を校務分掌に位置付け、学校経営の工夫改善を図る。

■施策の取組状況

- ① 各学校における学校経営方針の作成

学校経営方針を作成し、予め設定した目標や具体的計画等にてらして、その達成状況の把握や取組の適切さを当該学校の全校職員が検証し評価を行った。

- ② 当初訪問の実施

各学校の学校経営方針の重点・人事等について聞き取り、学校経営の支援を行った。

<実績等> 当初訪問実施校 15校[15校] 15回[15回]

- ③ 指導室訪問等の実施

校長の学校経営方針等を聞き取り、学校における児童・生徒の教育活動を参観することにより、校長の学校経営支援に役立てた。また、研究授業を実施し、指導主事が指導助言することにより教員の授業改善を図った。さらに、様々な課題について校長・教職員と協議・懇談により交流を図り、学校の教育課題の解決を図った。

<実績等> 指導室訪問等実施校 15校[15校] 15回[15回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

- ①～③ 市内全小・中学校において行っている自己評価の内容を保護者、地域住民に説明し、教育の改善に向けた具体的な交流、協力活動を行う。

また、当初訪問及び指導室訪問の内容充実を図り、各校の特色ある学校づくりを支援していく。

(指導室)

(3) 教員研修の充実

国語や算数・数学、外国語等に重点を置いた指導力向上のための研修やいじめや、体罰防止の視点に立った研修等、より実践的な研修を計画的に実施する。

主任教諭等を対象とした「学校リーダー育成研修」をはじめ、学校運営の中核となるリーダー層の育成研修「師範研修やまと」等の研修の充実を図る。

若手教員の育成に関しては、東京都教育委員会が示す研修体系に基づき、初任者から3年次経験者までの研修の体系化を図る。また、10年経験者研修の充実等、経験や職層に応じた研修運営を推進する。

学校においては校内研修やOJTを活用し、組織的・計画的な人材育成に取り組む。

■施策の取組状況

① 初任者研修の実施

初任者教諭及び期限付任用教員を対象に、初任者研修会を実施した。内容としては、服務、学級経営、安全指導、人権教育、特別支援教育等の講義及び授業研究等を行い、また夏期休業中に宿泊研修会を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校7人、中学校9人 合計16人 [30人]
回数11回 [11回]

② 2・3年次授業研究の実施

2・3年次教諭を対象に、1人の教員につき①年間3回の授業研究②年間4回の校外における研修を実施した。各校の教育課題に基づく学習指導案の作成及び授業研究を行い、また夏期休業中に教科領域の指導についての学習指導法研修を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校17人、中学校12人 合計29人 [32人]
授業研究回数 延べ96回 [90回]

③ 10年経験者研修の実施

10年経験者教諭を対象に、研修会を実施した。夏期休業中を中心に学習指導法研修、生活指導・進路指導事例研修、人権教育・法規研修、教職員服務研修等を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校6人、中学校0人 合計6人 [13人]
回数7回 [7回]

④ 経営塾やまとの実施

管理職を対象に、研修会を実施した。「学力を向上させる学校経営」、「学級崩壊0の達成に向けて」や「ファシリテーションスキルを学ぶ」についての講義・演習を行った。

<実績等> 対象校長・副校長 小学校20人、中学校10人 合計30人 [30人]
回数 3回 [3回]

⑤ 師範研修やまとの実施

管理職の推薦する主幹・教諭を対象に、研修会を実施した。「経営塾やまと」の内容に加え、市内副校長、主幹・主任教諭による講演（「リーダーに求められる資質」）を行った。

<実績等> 対象教諭 小学校20人、中学校10人 合計30人 [30人]
回数 5回 [5回]

(指導室)

■今後の取組の方向性

①～⑤ 職層に応じた研修内容を充実し、教員の職層に応じ人事考課と連動した能力開発型の研修の充実に努める。

(指導室)

(4) 教育ボランティアの活用

教育委員会で人材育成を進め、教育ボランティア等の学校外の人材を積極的に活用するなどし、市民の教育参加の機会を拡充する。

■施策の取組状況

① 教育ボランティアの活用

学校支援室を拠点として教育ボランティアを登録し、各学校が必要に応じて活用できるように整備した。各校では、教科指導補助、部活動指導等で活用し、教育活動が充実した。

＜実績等＞ 教育ボランティアの登録数 163人 [156人]

各学校の教育ボランティアの活用数 延べ1,670人 [1,253人]

(指導室)

■今後の取組の方向性

① より多くの教育ボランティアを確保するために市ホームページや市報に募集案内を掲載するとともに、各学校においてボランティアを活用できるように、近隣大学（明星大学、国立音楽大学、白梅学園大学等）への募集を進める。また、今後も教科指導補助等、学校の教育活動全般を視野に入れて活用を図っていく。

(指導室)

(5) 学校施設の効率的な運営

学校をはじめとする教育施設は市民の共有財産であるとの観点から良好な維持管理に努め、教育施設の開放や施設の一層の効率的な運営を図る。

■施策の取組状況

施設の利用促進【再掲〈39～40ページ〉】

■今後の取組の方向性

施設の利用促進【再掲〈39～40ページ〉】

(6) 学校施設等の整備

安全で安心な教育環境の確保を図るため、学校施設の計画的な改修・改善を推進する。

また、新学校給食センターの建設を進める。

■施策の取組状況

① 学校施設等の計画的な改修・改善

良好な学習環境を確保するため、計画的に学校施設の整備を行った。

ア 非構造部材の耐震化を図るため、第四・第九小学校及び第二・第四・第五中学校において、外壁改修工事を実施した。

イ 防災機能強化のため、第一・第二・第三・第四・第五中学校において、マンホールトイレ設置工事を実施した。

ウ 第三中学校水飲栓直結給水化改修工事を実施した。

エ 第一中学校水飲栓直結給水化改修工事設計委託を実施した。

- オ 第四・第八小学校校庭芝生化維持管理を実施した。
- カ 第七小学校校舎屋上防水改修工事を実施した。
- キ 第四小学校体育館屋根防水改修工事を実施した。
- ク 第四小学校管理諸室空調設備設置工事を実施した。
- ケ 第四中学校プール塗装工事を実施した。
- コ 第一中学校屋外ダクト改修工事を実施した。
- サ 改修を要する小中学校において、消防設備改修工事を実施した。

② 芝生維持管理組織構成員のボランティア保険への加入

校庭芝生化を実施した第四小学校、第八小学校において、日常の芝刈り作業、施肥作業を行っている芝生維持管理組織構成員のPTA、おやじの会、校庭利用団体、地域の方等が行う際の万一の事故に備えるため、ボランティア保険に市の負担により加入した。

<実績等> 加入人数 20人

(学校教育課)

③ 新学校給食センター建設事業

- ア 平成24年11月に策定した「東大和市学校給食基本計画」に基づき、平成25年度の基本設計を踏まえて、新学校給食センター建設工事の実施設計を行った。
- イ 新学校給食センターの運営方法について、市内の中学校区ごとに日程等を調整し、保護者を対象として説明会を実施した。(H26.4.22～5.20 全6回 42人参加)
- ウ 新学校給食センター建設用地の用途について、桜が丘市民広場から学校給食センターに変更手続きを行った。
- エ 新学校給食センター建設用地の土壌改良工事に伴い伐採した桜の木について、市立第四小学校の校庭に設置し、ベンチとして活用した。

(給食課)

■ 今後の取組の方向性

- ① 良好な教育環境の確保と学校教育の充実を図るため、計画的に学校施設の整備を行う。特に、児童・生徒の安全性の確保を併せ地域の避難場所としての役割を果たす、小中学校施設の非構造部材の耐震化の推進を図る。
- ② 校庭芝生化維持管理を行っている構成員等が安心して活動できるよう引き続きボランティア保険に市の負担により加入する。

(学校教育課)

- ③ 新学校給食センターについて、平成29年4月からの稼働に向けて、調理及び配膳業務の委託内容や業者の選定方法の検討等の準備を進める。

(給食課)

(7) 教育環境の整備

東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針に基づき、最新の状況を注視しながら、対策の検討を進める。

■ 施策の取組状況

- ① 特別支援学級等の適正配置

「東大和市立学校の適正規模及び適正配置等の方針」に沿って、第七小学校に

情緒障害等通級学級及び言語障害通級指導学級を設置した。

また、第五中学校に知的障害固定学級及び自閉症・情緒障害特別支援学級（固定学級）を設置した。

■今後の取組の方向性

- ① 国の通知やガイドライン等、最新の状況を注視しながら、教育委員会で定めた方針に沿った検討を行う。

(学校教育課)

(8) 危機管理体制の充実

災害や犯罪等の緊急時における児童・生徒の安全確保を徹底するため、校内の組織や対応の在り方等の改善及び充実に努めるとともに、家庭や地域と連携し、学校の危機管理体制等の充実に努める。さらに、大地震などの災害時に対応するための防災教育の充実に努める。

また、児童を交通事故から守るため、交通ルールや自転車の乗り方を習得できるように自転車運転免許制度を関係機関の協力を得て実施する。

■施策の取組状況

- ① 不審者情報の提供

不審者事案発生時に、各学校から不審者情報を迅速に報告、周知させることによって二次被害防止に努めた。通報者から連絡を受けた学校は、指導室に報告するとともに、プライバシー等に配慮しつつ市内各小・中学校、東大和警察署生活安全課等に連絡し、指導室は教育委員会事務局各課に連絡するとともに防災安全課に情報提供した。

<実績等> 件数 26件[15件]

(指導室)

- ② 自転車運転免許制度

児童を交通事故から守り、安全に自転車を乗れるように、基本的な自転車の乗り方、交通ルールについての講習会・実技指導を警察、交通安全協会、保護者、関係機関の協力を得て、小学校全校で行った。

<実績等>

ア 講習会（全児童を対象に講習及びペーパーテスト）修了者に運転免許証及び反射合格シールを配布

イ 実技指導（3年生対象）

(単位：人)

内 訳	参加者数	内 訳	参加者数
教職員	44 [39]	警察署・駐在所	21 [19]
児 童	721 [775]	交通安全協会	56 [43]
P T A ・ 保 護 者	149 [132]	教育委員会・土木課	30 [26]

*昨年未実施だった七小のみ4年生（54人）にも実施。

(学校教育課)

- ③ スタントマンによる体験型交通安全教室
 交通ルールの遵守及び交通マナーの向上、交通安全に対する意識の高揚を図るため、スタントマンの交通事故実演による、交通安全教室を実施した。
 <実績等> ア 実施日時 第四中学校 平成26年4月25日(金)
 午後1時30分～午後3時00分
 イ 参加者 全生徒、警察署、教育委員会、土木課、地域住民等
 (土木課)
- ④ 自転車シュミレーターを活用した交通安全教室
 自転車走行での交通ルール遵守の理解が浅い小学生に対し、町中での自転車の運転を疑似体験する装置を使用して自転車運転に対する感覚を学ぶ活動を実施し、自転車利用におけるルール・マナーの向上を図った。
 <実績等> ア 実施日時 第六小学校 平成26年10月9日(木)
 午前10時45分～午後0時20分
 イ 参加者 第4学年児童、東京都教育委員会、市教育委員会
 (指導室)
- ⑤ 交通擁護ボランティアのボランティア保険への加入
 学期のはじめ等に通学路で交通擁護ボランティア活動を行っている保護者、PTA等の万一の事故に備えるため、傷害補償と賠償責任補償が一体となったボランティア保険に市の負担により加入した。
 <実績等> 加入人数 560人[557人]
 (学校教育課)
- ⑥ 総合防災訓練の実施と学校防災マニュアルの改訂
 第二小学校と第一中学校において学校と地域・保護者とが連携した総合防災訓練を実施し、学校と地域との連携のあり方について確認する機会とした。また、東日本大震災を教訓として一部改訂した学校防災マニュアルを活用し、防災教育のあり方について各校で見直しを行った。
 (指導室)

■ 今後の取組の方向性

- ① 個人情報等の取り扱いに配慮しつつ、不審者情報の連絡体制を強化する。
 (指導室)
- ② 交通事故を防止するため、引き続き警察、交通安全協会、保護者、関係機関と連携を図り、自転車の講習会・実技指導を行う。特に交差点の安全な渡り方や生活道路での自転車の乗り方について、重点的な指導を行う。
 保護者に対しては、教育委員会だよりやパンフレットにより児童の交通安全について、一層の啓発を図る。
- ③④ 交通事故の重大さや交通ルールの一層の理解を深めるため、交通事故の疑似体験を取り入れた交通安全教室の実施について、担当の土木課に働きかけていく。
- ⑤ 交通擁護ボランティア活動を行っている保護者、PTA等が安心して活動できるよう引き続きボランティア保険に市の負担により加入する。
 (学校教育課)
- ⑥ 第一中学校の教育実践を市内全小・中学校に広げるとともに、学校防災マニュアルを基に、義務教育9年間を見通した系統的防災教育計画を各中学校区で検討・作成していく。
 (指導室)

(9) 安全対策の推進

児童・生徒を犯罪被害から守るため、保護者やPTA、ボランティア、関係機関等と連携し、スクールガードリーダーの取組やスクールガード等による登下校時の見守り活動や通学路の安全点検を推進する。

また、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を付けられるよう、各学校でのセーフティ教室や地域安全マップづくりの一層の充実を図る。

■施策の取組状況

- ① 学校安全ボランティア（スクールガード）のボランティア保険への加入
学校安全ボランティア（スクールガード）が通学路の見守りや地域のパトロールを行う際の万一の事故に備え、傷害補償と賠償責任補償が一体になったボランティア保険に市の負担により加入した。
<実績等> 加入人数 77人[53人]
- ② スクールガード養成講習会の開催
各小学校で活動している学校安全ボランティア（スクールガード）の養成を図るとともに、参加を呼びかけるため、スクールガード養成講習会を開催した。
<実績等>
 - ・実施日時 平成26年12月18日（木）午前10時～午前11時30分
 - ・内容 最近の小学生の交通事故の傾向とスクールガードの配慮すべき事柄
小学校の危険箇所について
 - ・参加者数 21人[38人]
- ③ 地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）による巡回指導
元小学校長1人をスクールガードリーダーとして委嘱し、各小・中学校を巡回して防犯面の取り組みを確認した上で、指導・助言を行った。
<実績等> 平成27年2月13日～2月27日 小学校10校 [10校]
中学校 5校 [0校]
(学校教育課)
- ④ セーフティ教室の実施
全小・中学校において、児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力をつけるセーフティ教室を実施した。
<実績等> 小学校10校[10校] 中学校5校[5校]
非行防止12回 [11回] 犯罪被害防止15回 [13回]
ハイテク犯罪防止8回 [12回] (重複回答)
(指導室)
- ⑤ 地域安全マップづくりの推進
児童が通学路における危険から身を守るための力をはぐくめるよう、各小学校では、地域安全マップづくりに取り組んだ。
<実績等>
 - ・親子点検の結果で作成 4校（四・七・八・九小） [4校 三・四・七・八小]
 - ・授業の中で作成 5校（一・二・七・九・十小） [3校 一・八・十小](重複回答)
- ⑥ 防犯ブザーの貸与
児童・生徒の登下校時の安全を図るため、新小学1年生に防犯ブザーを貸与した。
<実績等> 787個[831個]

⑦ 交通安全帽子（黄色）の配布

児童の登下校時の安全を図るため、新小学1年生に交通安全帽子（黄色）を配布した。

<実績等> 762個[791個]

⑧ 通学路における合同点検の実施

平成24年4月以降、全国各地で登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が相次いで発生したことを受け、学校、保護者等、警察署、道路管理者及び教育委員会の5者が参加して、通学路における合同点検を夏休み期間中に実施した。

<実績等> 平成27年3月末時点での実施状況

点検箇所 36箇所

（うち対策必要箇所） 34箇所

対策済み箇所 19箇所

※対策済み箇所とは、対策必要箇所においての対策が全て完了した箇所をいう。

また、平成26年11月13日に抜け道となっている交通量の多い通学路について、緊急合同点検を実施した。

<実績等> 点検箇所 7路線

（うち対策必要箇所2路線3箇所）

（学校教育課）

■今後の取組の方向性

① 学校安全ボランティア（スクールガード）がそれぞれの地域で無理なくパトロールや見守り活動が続けられるよう、支援に努めていく。

②③ 地域学校安全指導員（スクールガードリーダー）を引き続き配置し、小学校の学校施設や通学路等の点検を行っていく。

（学校教育課）

④⑤ 児童・生徒が非行・犯罪被害に巻き込まれない力を身に付けるため、セーフティ教室の内容の充実や地域安全マップづくりの一層の支援に努める。

（指導室）（学校教育課）

⑥ 引き続き、新小学1年生に防犯ブザーの貸与を行う。

⑦ 引き続き、新小学1年生に交通安全帽子（黄色）の配布を行う。

⑧ 引き続き、通学路における合同点検を実施する。

（学校教育課）

(10) アレルギー疾患への対応

アレルギー疾患に対応するため、「東大和市立小・中学校アレルギー疾患への対応マニュアル」に基づき教員の共通理解を図り、定期的な校内研修や訓練を実施する。また、アレルギー詳細献立表や学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）を活用して、平常時の事故防止の徹底を図るとともに、緊急時対応の体制整備を行う。

エピペン®の実技講習会を開催するとともに、学校給食での事故防止策の徹底を図るなど、教員及び学校体制の支援に努める。

給食センターにおいて、安心・安全な学校給食を提供するため、学校との連携及びチェック体制の強化に努める。

■施策の取組状況

- ① 定期的な校内研修や訓練及びエピペン®の実技講習会を各学校で実施し、事故防止の徹底と緊急時対応の体制整備に努めた。
- ② 文部科学省が作成したアレルギー疾患に関連する資料を学校へ配布することにより、教員の共通理解及び周知を図った。
- ③ アレルギー疾患の状況把握のため、新1年生は就学時健康診断時に、在校生は学校から、調査を実施し状況把握に努めた。

(学校教育課)

- ④ 学校生活管理指導表(アレルギー疾患用)を提出した児童・生徒の保護者と面談を行い、個々のアレルギー情報把握に努め、アレルギー献立表等を提供した。また、アレルギー情報提供依頼書が提出された場合も同様にアレルギー献立表等を提供した。
また、誤って摂取した場合、重篤な症状となるピーナッツ(落花生)、くるみ、カシューナッツは引き続き学校給食で使用しなかった。

(給食課)

■今後の取組の方向性

- ①② 引き続き、各学校において定期的に校内研修等を実施し、また、最新の情報を学校へ提供することにより、事故防止と緊急時の体制整備を図る。
- ③ 引き続き、アレルギー疾患に関する調査を年1度実施し、状況把握に努める。

(学校教育課)

- ④ 新学校給食センター稼働後実施するアレルギー対応の流れについて、学校や関係機関との調整を図り、安心・安全な学校給食の実施に努める。

(給食課)

第4章 点検及び評価に関する有識者からの意見について

聖徳大学大学院教職研究科教授 廣嶋 憲一郎

東大和市教育委員会の施策は、地域に密着し、学校教育の改善・充実と市民の教育参加に弛まぬ支援を送り続けていることに特徴がある。このことは、以下の施策に色濃く反映されている。

1 安全・安心の教育

学校教育における安全・安心は、全ての保護者の願いである。「いじめ・不登校の対策」では、スクールカウンセラーの配置や不登校対策研究推進チームの設置等に加え、「いじめ防止のためのシンポジウム」を開催している。生徒・市民参加型のシンポジウムは全都的にも注目されており、継続を期待したい。防災に関しては、第一中学校・第二小学校の学校・地域・保護者が連携した総合防災訓練が行われている。このような取り組みは極めて有意義であると考えられ、今後市内全小中学校に広がることが期待される。

2 特色ある教育活動の推進

東大和市ならではの特色ある教育活動の成果としては、小・中一貫教育の推進、給食への地場産使用と児童・生徒への食に関する指導、特別支援教育の推進、中学生アメリカン・サマーキャンプの実施等があげられる。小・中一貫教育においては、共通プログラムを作成し、学力・体力・健全育成にかかわる一貫した指導体制の確立を目指している。このことを定着させることにより、学力・体力の向上や児童・生徒の健全な発達等に大きな成果が期待できる。今後は、学習指導面での小中学校教師の指導技術の交流による成果も期待したい。

「食育」については、実施している学校とそうでない学校の差が大きい。総合防災訓練同様に市内全小中学校に広がることを期待したい。

なお、市内の小中学校と高等学校との連携に関わる活動、野球や吹奏楽などでの全国レベルの活躍も市民にとっての誇りとなる。

3 地域の教育資源の有効活用

地域の環境・施設・人材などが有効に活用され、市民の教育参加が積極的に行われている様子うかがえる。プラネタリウムをリニューアルした郷土博物館では、様々な企画に多くの市民が参加している。とりわけ、プラネタリウムの投影には、前年度25%増の入場者があった。東日本大震災のメッセージで綴る「星空とともに」の投影など、企画の工夫が市民に受け入れられたものと思われる。公民館の保育付き講座における0歳児の受け入れも市民のニーズに応える施策として評価できる。今後も、市民ニーズに応える施策の実現に期待したい。

私立大学講師 外池 武嗣 (市民公募)

平成 27 年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価（平成 26 年度分）について、一市民として運営状況や施策等を分析・考察し、今後の期待を込めて記述したい。

1 小中一貫教育の進展と地域への P R の効果

東大和市では小中学校の円滑な接続を目指し、基礎、充実、発展期に分け、目標を共有して展開されており、特に小 5 年からの 3 年間の充実期に注目したい。内容も学力向上、健全育成、体力向上の三つに分けて共通プログラムのもと知・徳・体の調和をめざしている。さらに小学校では地域の教育材の活用、朝読書、中学校の各校一取組など学校の特色化が図られている。

道徳授業地区公開講座は保護者の参加も増加しており、ふれあい月間の実施など具体的に展開されているが、このことに関連して本市では、非行や喫煙などの発生件数が少ないという評判を耳にしている。

教育長日記「青い空に浮かぶ白い雲」は 80 数号を超え、教育委員会の方針や考えが適時に集約されており、市民や学校への P R によって信頼感を高める役割を果たしている。この影響からか「学校だより」も自治会の回覧等によく目にするところとなり、市民が地域の学校として身近にとらえている。

2 時代の変化に応じた教育委員会制度の改革や計画、施策への期待

平成 26 年度は市長が招集する総合教育会議等の構築に向けての準備期間であった。これまでの経緯から教育委員会は教育の条件整備の重点化、児童・生徒の緊急に講ずべき措置など迅速かつ臨機応変な対応が求められており、特にいじめ、不登校、自殺、犯罪、安全確保、教師の体罰等は差し迫った課題であろう。いじめに関して中学校ではいじめ防止シンポジウムや連合生徒会会議で成果をあげており、これからも人権に関わる課題や教員研修については、形骸化することなく鋭敏な感覚と迅速な対応を培ってほしいものである。

また、特別支援教育に関しては東大和市特別支援教育推進計画が策定され、今後とも多様化する子どもへのきめ細かい対応が望まれる。

新学校給食センター建設への準備は市民が大きな期待と関心を寄せている。関連して地場野菜を給食食材に大幅に取り入れられたことは、郷土への愛着を高めるためにも評価したい。

3 市民が社会教育に参加しやすい環境づくりと施設の利用、促進

保育付き講座における0歳児の受け入れの試行や親子サロンの開設で若い親たちの利用が増加している。郷土博物館は従来から多様な展示の工夫や学校との連携が図られているが、企画展示室の一般貸出により、利用者が増加しているようすが伺える。また東大和南公園の戦跡の旧変電所は公開の機会も増加し、今後の保存を見守っていききたい。

スポーツに関しては2020年の東京オリンピック開催を見据え、子どもたちの夢や希望を繋ぐよい機会ととらえたい。基本的に青少年は生涯にわたってスポーツを親しむ基礎と考え、学校と連携し施策に生かしていききたいものである。社会教育課では「青少年を対象とした教室や大会等を指定管理者と連携を図り、また、ニーズにあった種目や実施日時等の再検討を行い、一人でも多くの参加を促す」と方向性が明確に示されており、一層の成果を期待したい。

元私立中学・高等学校教諭 長峰 トモイ (市民公募)

平成 27 年度東大和市教育委員会の権限に属する事務の管理執行状況の点検及び評価(平成 26 年度分)報告書を読んで感じたことについて述べたい。

学校時代に受けた教育、教育環境、そして良い教師との出会いはその子の一生を左右するといっても過言ではない。多岐にわたる仕事のなかで、その学校の置かれた立場で何が最大重要事項かを考慮して取り組むことが望まれる。

1 いじめ・不登校の対策

市内の全小・中学校にスクールカウンセラーが配置されている。しかし不登校児童・生徒は少なからず微増している。現代社会には、ストレス要因も多く、大人でも入社拒否、うつ病が増加しているといった環境の中では、学校も例外ではないと思うが、全校に配置したカウンセラーのカウンセリング時間、カウンセリング室の配置場所はどうなっているのか気になった。

私は、スクールカウンセラーの 1 校一人の配置より、子どもたちの日常を一番よく知っている教師がじっくりと子どもたちと話しのできる、ゆとりの持てる教育環境づくりも大事だと考える。

2 小・中一貫教育の推進

東大和市小中一貫教育共通プログラムを作成し着実に動き出したことは注目に値する。学力向上委員会、健全育成委員会、体力向上委員会に盛り込まれた内容も素晴らしい。さらに市内の高校とも連携の兆しが見える。中央公民館で夏休みに実施している「夏休み みんなでつくる遊空間」には都立東大和高校、都立東大和南高校の生徒たちも授業、クラブ活動等の流れの中で参加し、小・中学校の子どもたちと様々な活動をとおして連携していることもふくらみのある連携になっていくことだろう。

教師が全校児童の顔や名前、家庭環境を知っているという小規模校から進学する場合でも、中学 1 年生の何人かが不登校になるというケースがあるということも考慮に入れてほしい。

3 授業改善推進プランの活用

平成 26 年 10 月 21 日(火)の東京新聞 25 面に、第七小学校での授業の取り組みについての公開授業の様子が掲載されていた。「新聞を読む」「読みたい」

を育てるための工夫等の生きた授業展開と教員の研修している一端を読み、授業改善推進プランの作成だけでなくそれが実行に移されている事を強く実感した。

4 社会教育活動への支援

公民館活動については、5館とも種々の年齢層を配慮した講座づくり、市民企画講座、様々な主催講座を企画している事が利用者数及び会議室の利用状況から読み取れる。利用者の立場からは、本格的な調理室設置は中央公民館だけなので、学校の長期休みのときだけでも学校の調理室の借用は出来ないだろうか考える。

図書館活動については、近隣市との連携貸し出しが可能になったことは大いに評価する。レファレンスサービスも地味ながら充実している。地域コーナー（小松ゼノア関係、自主グループによる報告書、村山貯水池関係、市発行の出版物 etc.）の充実を今後期待したい。

郷土博物館については、プラネタリウムのリニューアルとそれに伴う数々の企画運営、そして、企画展示室の一般貸し出し、吉岡画伯関係の展示、そして、新しい試み等々により利用者の増加が顕著である。また、市外からのウォーキング途中の団体が、トイレ休憩に立ち寄る彼らをプラネタリウム見学に取込む工夫を行い、より多くの観覧者及び利用者の増加を見込めたらと期待する。

変電所の特別公開については、うまかんべえ～祭り、平和市民のつどい、戦争遺跡全国シンポジウム、東大和市第二小学校6年生等、資料展示や内部公開で多くの入場者があった。これには、文化財ボランティア活動の協力も忘れてはならないだろう。東大和市では2～3年前からだろうか、ボランティア活動が活発化したこともあり、文化財ボランティアと観光ボランティアの両者の活動はかなり接点を同じくしているように思われる。